



環境・農水・企業常任委員会 資料4-3
令和8年(2026年)8月5日
琵琶湖環境部循環社会推進課

滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

Mother Lake
Goals

第六次滋賀県廃棄物処理計画 (素案)

令和9年(2027年)●月

滋 賀 県

目 次

<本編>

第1章	計画の基本事項	1
1	計画策定の経緯	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	計画の対象とする廃棄物	2
第2章	現状と課題	3
1	廃棄物の排出および処理の状況	3
2	廃棄物の発生量および処理量の見込み	16
3	第五次計画の進捗状況	18
4	社会状況の変化等を踏まえた課題	23
第3章	計画の目指すもの	34
1	基本方針	34
2	廃棄物の減量に係る目標	35
第4章	計画の推進に向けた取組	39
1	サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進	39
2	廃棄物の適正処理の徹底	41
3	災害廃棄物の円滑な処理体制の構築	44
第5章	関係主体の役割	46
1	県民の役割	46
2	各種団体の役割	46
3	事業者の役割	46
4	市町の役割	46
5	県の役割	47
第6章	計画の進行管理	48
1	推進体制	48
2	進行管理	48

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の経緯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年（1970年）法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき策定した「第五次滋賀県廃棄物処理計画（令和3年（2021年）7月）」（以下「第五次計画」という。）が令和9年（2027年）3月に終期を迎えます。

そのため、廃棄物の排出および処理の状況や社会状況の変化等を踏まえて見直しを行い、「第六次滋賀県廃棄物処理計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

廃棄物処理法第5条の5の規定により、都道府県に策定が義務付けられた計画であり、同法第5条の2の規定に基づき国が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年（2025年）2月）」（以下「廃棄物処理基本方針」という。）に即して策定するものです（図1-2-1）。

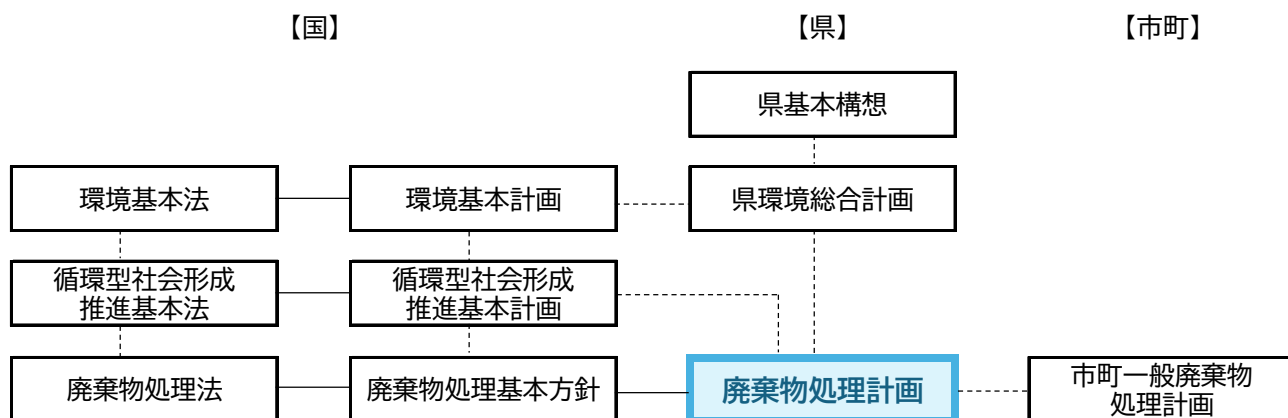


図1-2-1 本計画と主な関係法令等との関係

<廃棄物処理法>

（都道府県廃棄物処理計画）

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

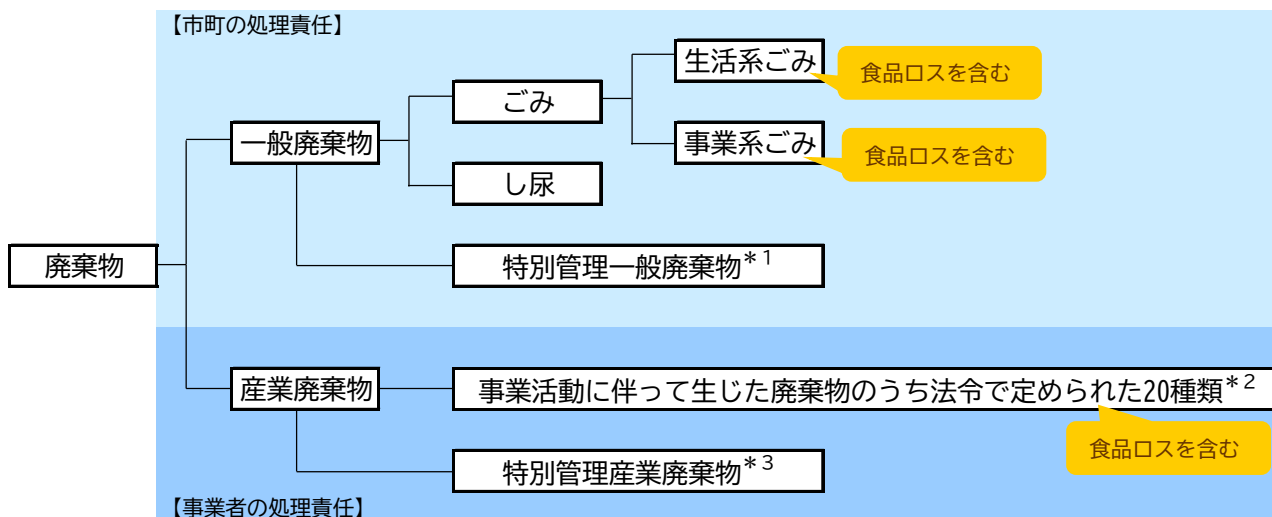
- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 計画期間

令和9年度（2027年度）から令和12年度（2030年度）まで（4年間）

4 計画の対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に規定する「一般廃棄物」および「産業廃棄物」とします（図1-4-1）。



*1：一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

*2：燃え殻／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残さ／動物系固形不要物／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず（以下「ガラス陶磁器くず」という。）／鋳さい／がれき類／動物のふん尿／動物の死体／ばいじん／輸入された廃棄物／上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

*3：産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

図 1-4-1 本計画の対象廃棄物

食品ロスは廃棄物に含まれるものの、他の廃棄物とは異なり、再利用や再資源化の時間的制約が大きく、時間の経過に伴い品質が急速に低下するという特徴があります。そのため、不要となった段階から速やかに次の利用につなげることが重要であり、食品ロスの削減に当たっては、他の廃棄物とは異なる視点や取組が求められます。

食品ロスの削減については、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年（2019年）法律第19号）第12条の規定に基づき、「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定するため、食品ロスに関する現状、課題、施策および取組状況等については、同計画において一体的に整理しています（図1-4-2）。

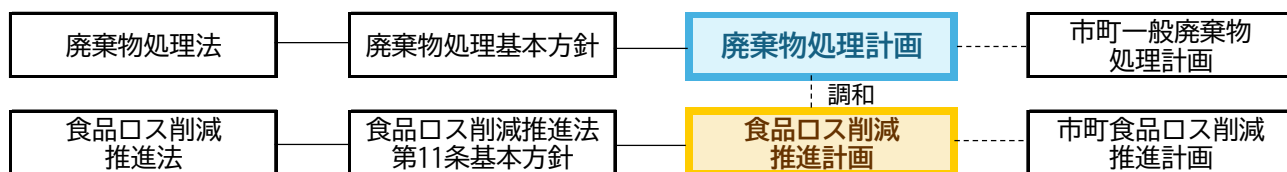


図 1-4-2 本計画と食品ロス削減推進計画との関係

第2章 現状と課題

1 廃棄物の排出および処理の状況

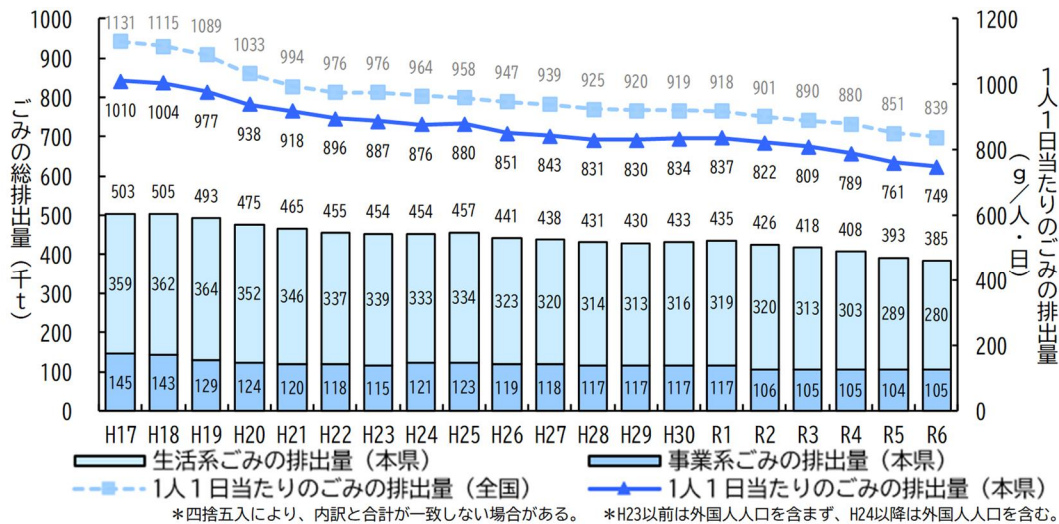
(1) 一般廃棄物

ア 一般廃棄物の排出量および処理量

(ア) ごみ

a ごみの排出の状況

ごみの総排出量（総量および1人1日当たり）は減少傾向となっています。1人1日当たりのごみの排出量は749gであり、第五次計画の目標（804g）を達成しています（図2-1-1）。また、令和6年度（2024年度）における1人1日当たりのごみの排出量は、全国で2位の少なさです。（1位：京都府736g、3位：神奈川県：753g）



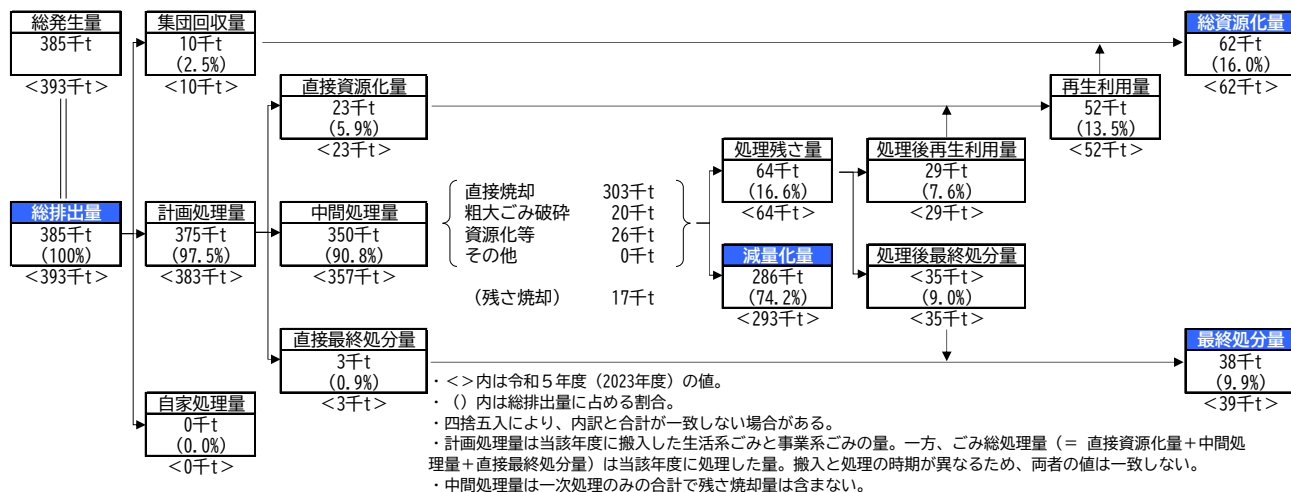
（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

図2-1-1 ごみの排出量の推移

b ごみ処理フローおよび処理量の内訳

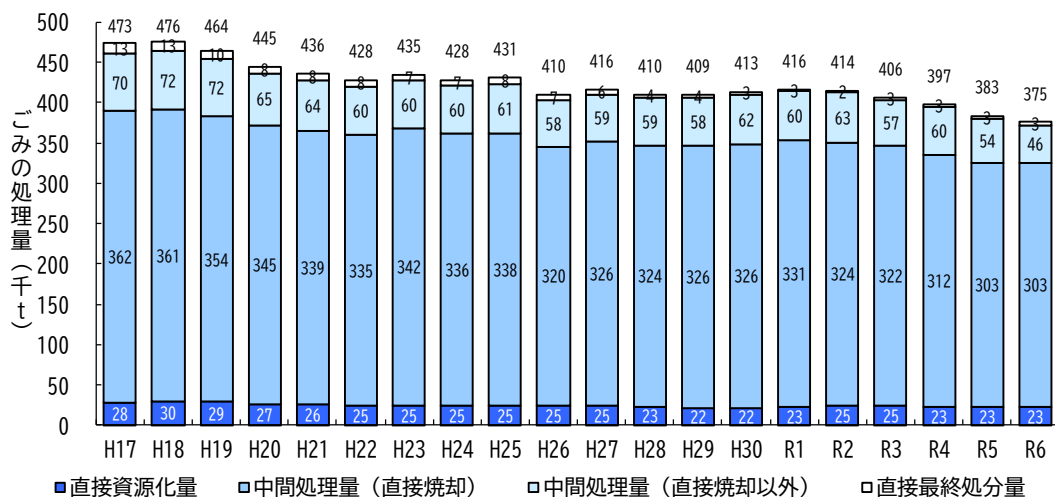
令和6年度（2024年度）のごみ処理フローを見ると、再生業者等へ直接搬入されたものは23千t、焼却や破碎等により中間処理されたものは350千t、直接最終処分されたものは3千tです（図2-1-2）。また、総資源化量は62千t、最終処分量は38千tです。

ごみの処理量は減少傾向であり、従前から直接焼却の割合が最も高くなっています（図2-1-3）。



（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

図2-1-2 本県のごみ処理フロー
（令和6年度（2024年度））



*四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

図2-1-3 本県のごみの処理量の推移

c ごみの総資源化量および再生利用率

ごみの総資源化量および再生利用率※2-1-1は、減少傾向となっています（図 2-1-4）。

再生利用率は、平成 26 年度（2014 年度）から令和 5 年度（2023 年度）にかけて 5.3 ポイント減少しており、その内訳は、中間処理後再生利用量によるものが 2.3 ポイント、集団回収量によるものが 2.4 ポイントとなっています。

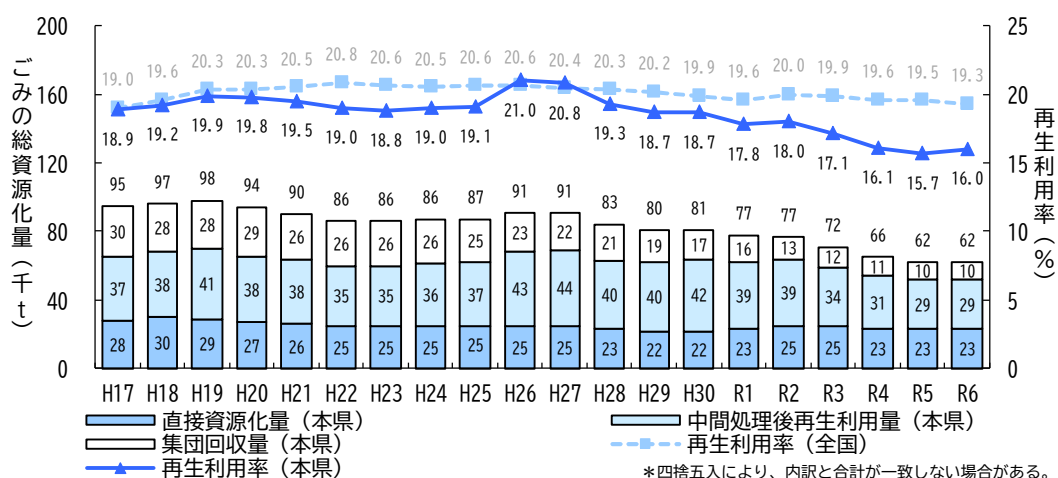
中間処理後再生利用量の減少については、県内市町の一般廃棄物処理施設の更新に伴い、焼却灰の資源化を終了したことや、プラスチックごみの処理方法を再生利用から熱回収に転換したことなどが要因の一つと考えられます。

また、集団回収量の減少については、再資源化しやすい品目について、店頭回収等の民間ルートによる回収が普及したことが要因の一つと考えられます。県内の食料品等の小売店 1 店舗当たりの主要 4 品目（ペットボトル、食品トレイ、空き缶、紙パック）の店頭回収量は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 6 年度（2024 年度）にかけて増加しています（図 2-1-5）。

さらに、市町へのアンケート結果においても、環境省「一般廃棄物処理実態調査」のデータに反映されない民間ルートによる回収の普及を再生利用率の低下要因として挙げる市町が複数ありました。

※2-1-1：再生利用率：再生利用率（％）＝（総資源化量／ごみの総排出量）×100

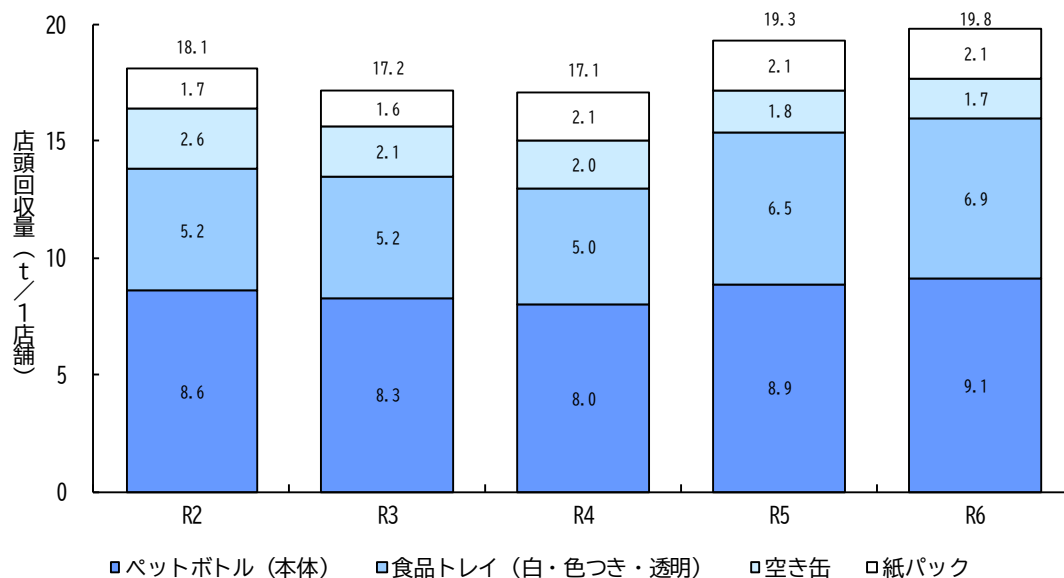
総資源化量＝直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量



*四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

図 2-1-4 本県のごみの総資源化量および再生利用率の推移



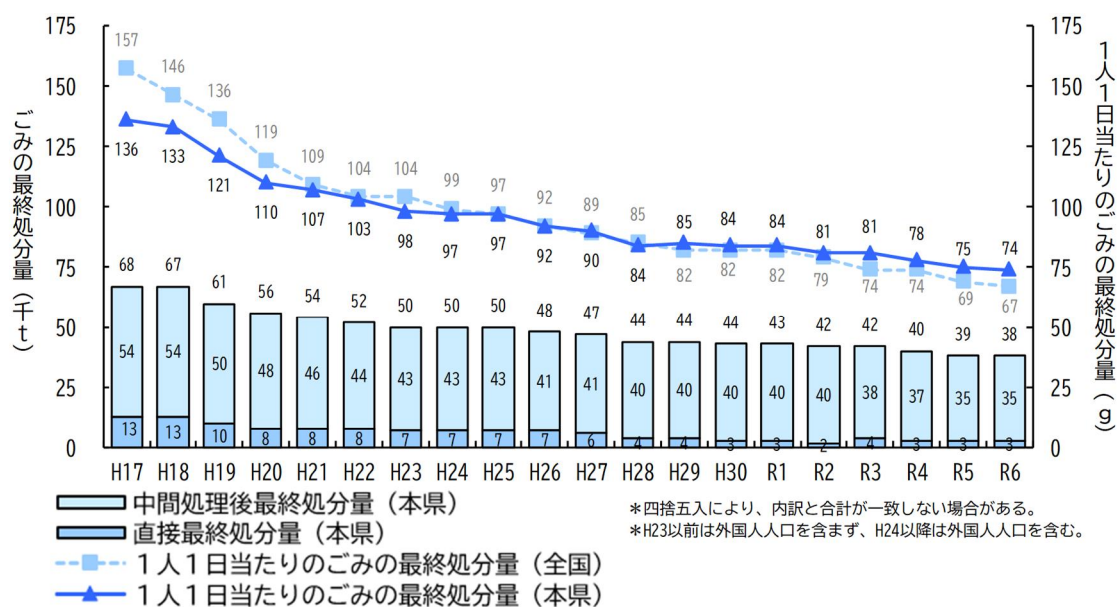
*回答のあった 89 店舗に限る

(滋賀県「資源物の店頭回収状況調査（令和 7 年度（2025 年度））」)

図 2-1-5 本県の食料品等の小売店 1 店舗当たりの店頭回収量の推移

d ごみの最終処分量

ごみの最終処分量（総量および 1 人 1 日当たり）は減少傾向となっています。1 人 1 日当たりのごみの最終処分量は 74g であり、第五次計画の目標（82g）を達成しています（図 2-1-6）。



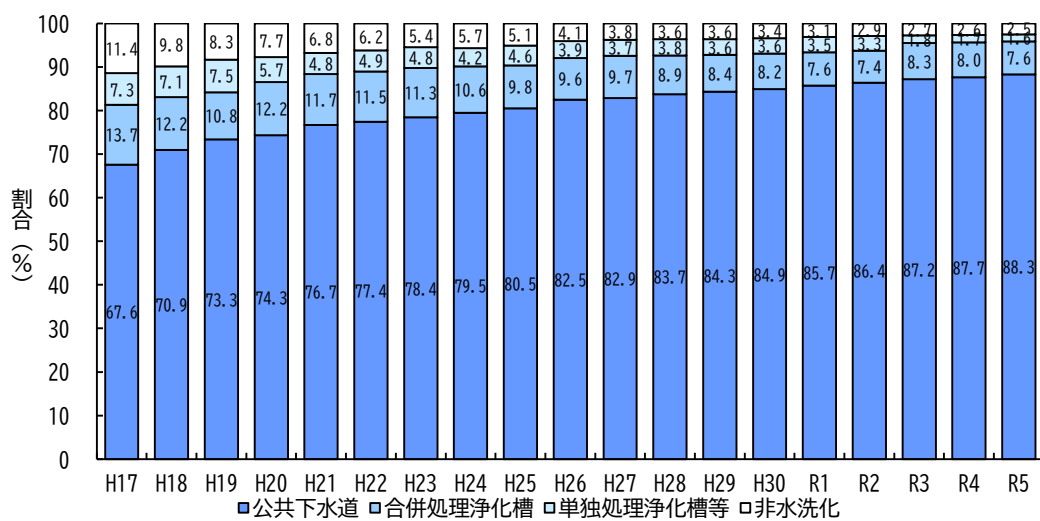
*四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。
*H23以前は外国人人口を含まず、H24以降は外国人人口を含む。

(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

図 2-1-6 ごみの最終処分量の推移

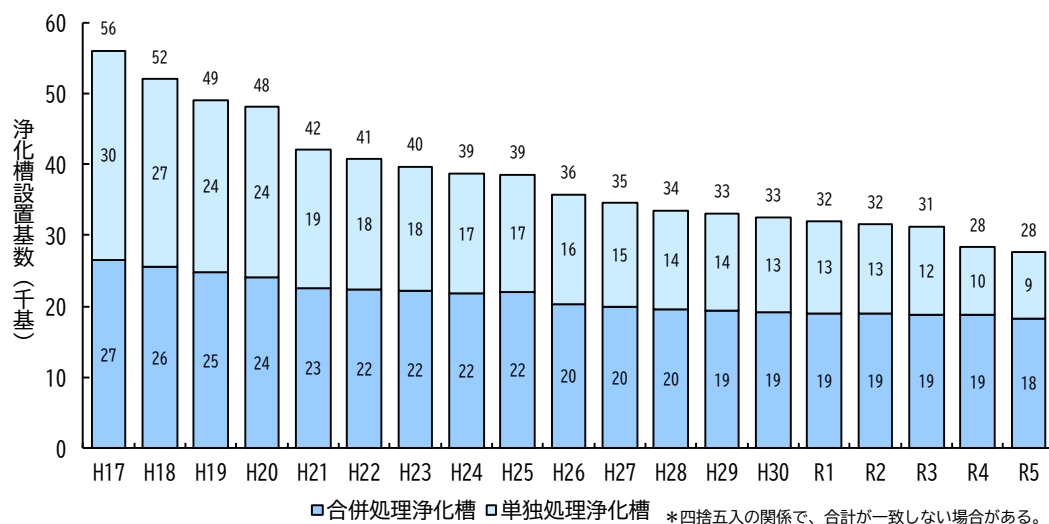
(イ) し尿

水洗化人口の上昇および浄化槽設置基数の減少に伴い、し尿処理施設におけるし尿処理量は、減少傾向となっています（図 2-1-7、図 2-1-8、図 2-9）。



(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

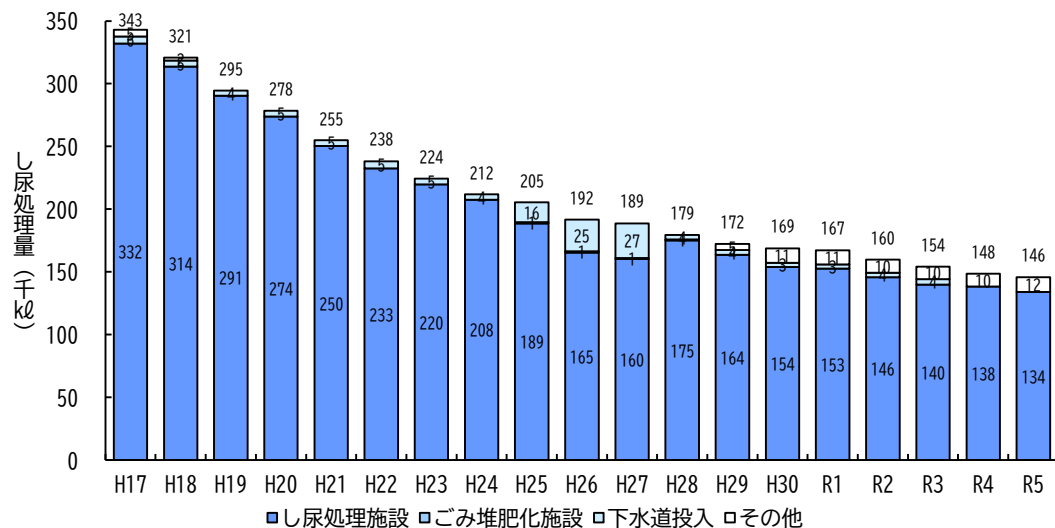
図 2-1-7 本県のし尿処理形態の推移



* 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

(環境省「浄化槽の普及指導調査」)

図 2-1-8 本県の浄化槽設置基数の推移



(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

図 2-1-9 本県のし尿処理量の推移

イ 一般廃棄物処理施設の整備状況

公共の一般廃棄物処理施設の整備状況は、表 2-1-1 のとおりです。

また、県内の一般廃棄物の最終処分量の約 5 割は、大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾フェニックス事業※2-1-2 の最終処分場に搬入されています。

※2-1-2 大阪湾フェニックス事業：近畿の自治体や港湾管理者が出資する事業であり、大阪湾の埋立てにより、近畿圏から発生する廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して、港湾機能の整備を図るもの。

表 2-1-1 本県の公共の一般廃棄物処理施設の整備状況
(令和 6 年度(2024 年度)末時点)

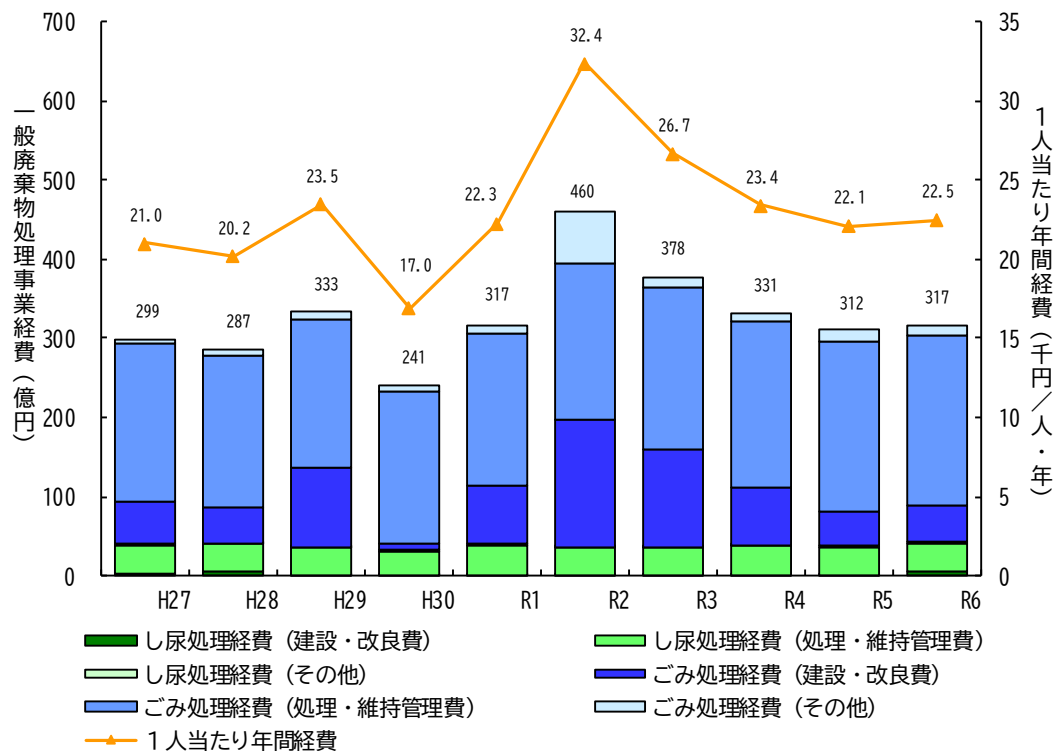
施設の種類	施設数
焼却施設	11
粗大ごみ処理施設	10
資源化等を行う施設	17
ごみ燃料化施設	1
し尿処理施設	9
最終処分場	12

*稼働中のものに限る。

(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」)

ウ 一般廃棄物の処理事業経費

令和6年度（2024年度）におけるごみ処理経費は約274億円、し尿処理経費は約43億円で、合計で約317億円です。これを県民1人当たりの年間経費に換算すると、約22,500円となります（図2-1-10）。



（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」）

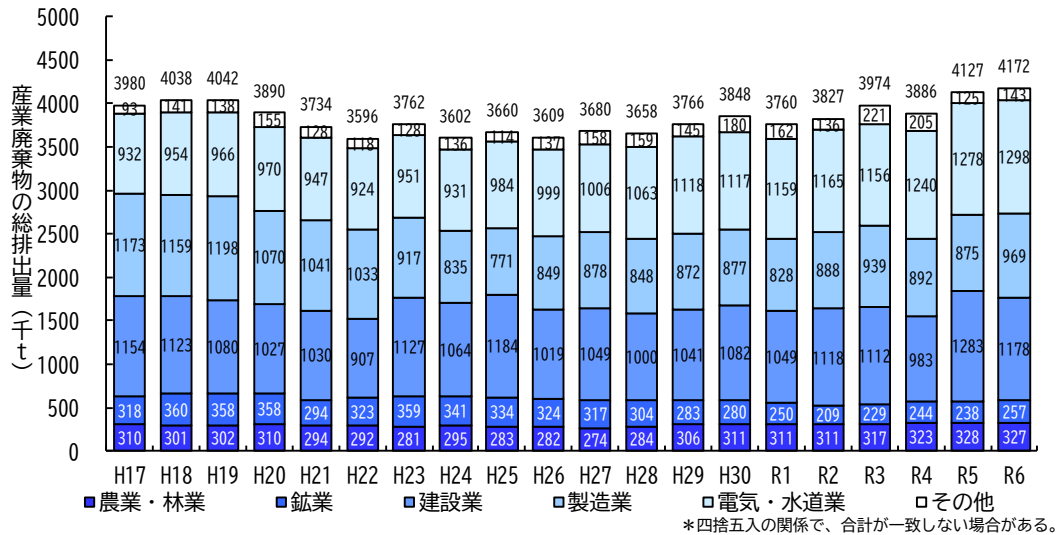
図2-1-10 本県の一般廃棄物の処理事業経費

(2) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物の排出量および処理量

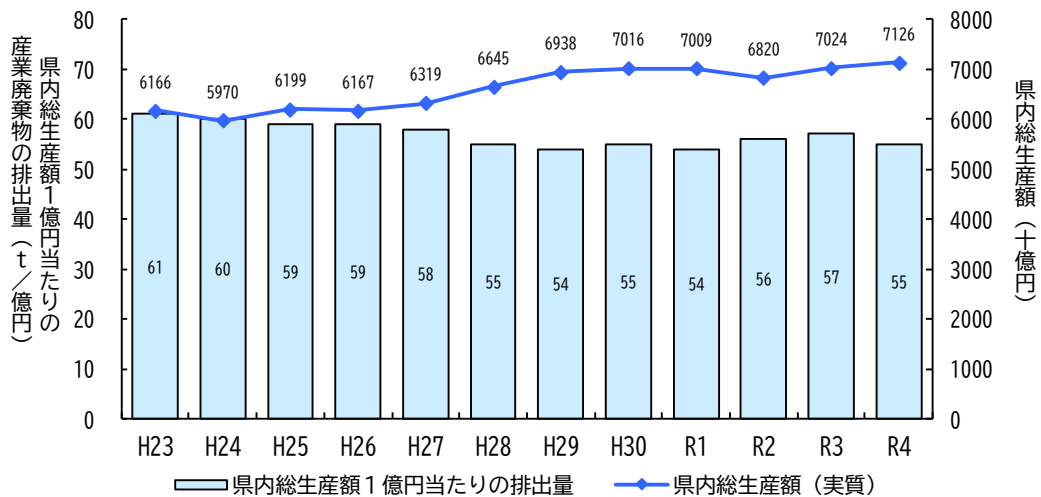
(ア) 産業廃棄物の排出の状況

産業廃棄物の総排出量は、県内総生産額の増加等に伴って増加傾向となっています。一方、県内総生産額 1 億円当たりの排出量は 10 年前よりも低い値となっています（図 2-1-11、図 2-1-12）。



（滋賀県による調査）

図 2-1-11 本県の産業廃棄物の排出量の推移



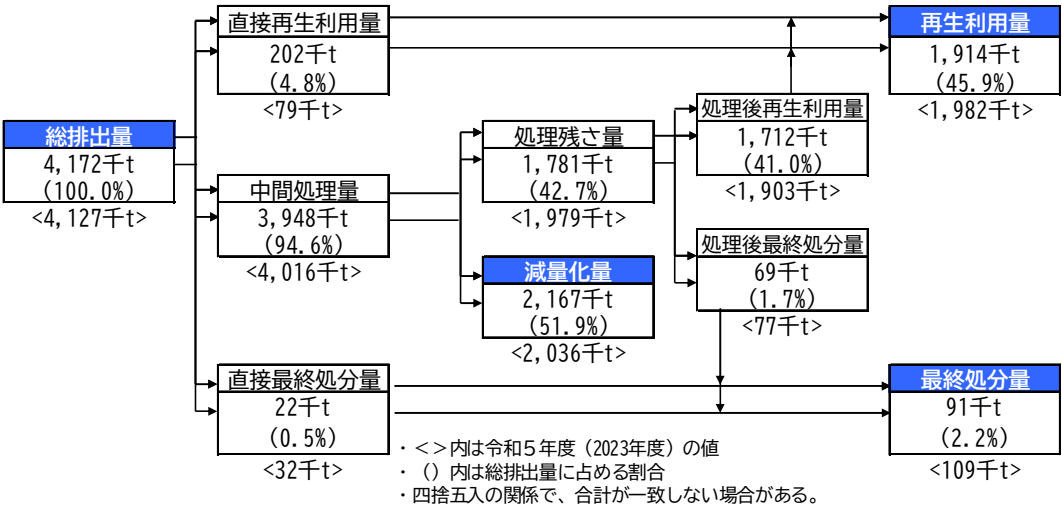
（滋賀県による調査、内閣府「県民経済計算 H23～R4」）

図 2-1-12 県内総生産額 1 億円当たりの産業廃棄物の排出量の推移

(イ) 産業廃棄物の処理フローおよび処理量の内訳

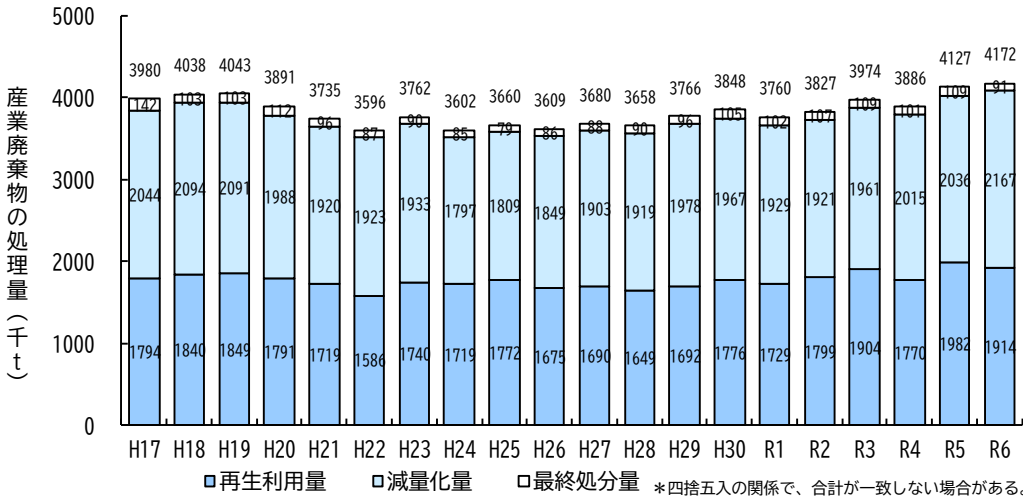
令和6年度（2024年度）の産業廃棄物処理フローを見ると、直接再生利用量は202千t、中間処理量は3,948千t、直接最終処分量は22千tです（図2-1-13）。また、再生利用量は1,914千t、最終処分量は91千tです。

産業廃棄物の処理量の推移は、図2-1-14のとおりです。



（滋賀県による調査）

図 2-1-13 本県の産業廃棄物処理フロー
（令和6年度（2024年度））



（滋賀県による調査）

図 2-1-14 本県の産業廃棄物の処理量の推移

(ウ) 産業廃棄物の再生利用量、再生利用率および有効利用率

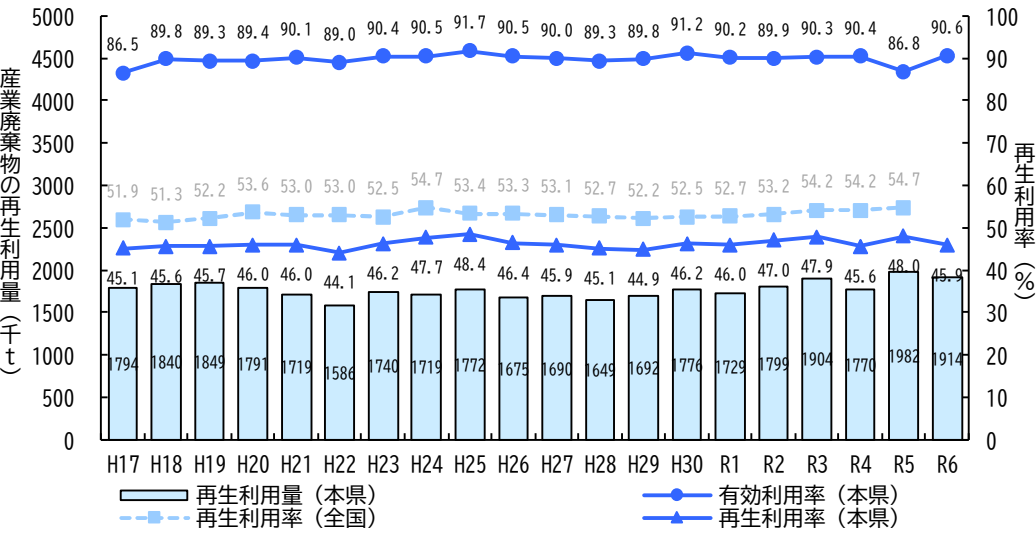
産業廃棄物の再生利用量、再生利用率※2-1-3 および有効利用率※2-1-4 は、おおむね横ばいとなっています（図 2-1-15）。汚泥に含まれる水分を除いた再生利用割合を示す有効利用率は、過去 20 年間にわたり 90%程度と高い水準を維持しており、実質的な再生利用がかなり進んでいます。

産業廃棄物の種類別にみると、再生利用率は動物のふん尿、がれき類、金属くずの順に高くなっています（図 2-1-16）。また、令和 5 年度（2023 年度）から令和 6 年度（2024 年度）にかけて、廃プラスチック類の再生利用率が大幅に上昇しました（図 2-1-17）。

※2-1-3 再生利用率：再生利用率（％）＝（再生利用量／総排出量）×100

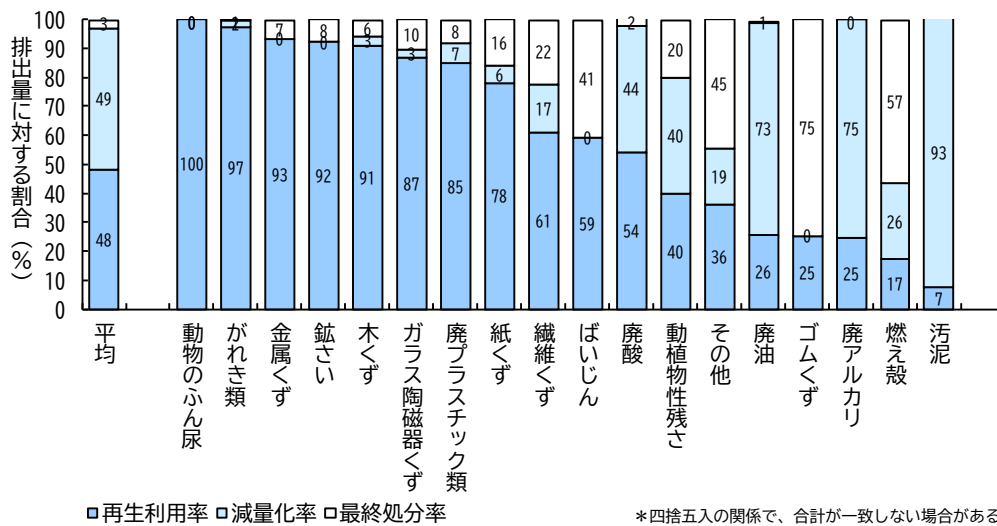
※2-1-4 有効利用率：有効利用率（％）＝〔（発生量－資源化されない量）／発生量〕×100

発生量＝総排出量－汚泥の事業所内での脱水による減量



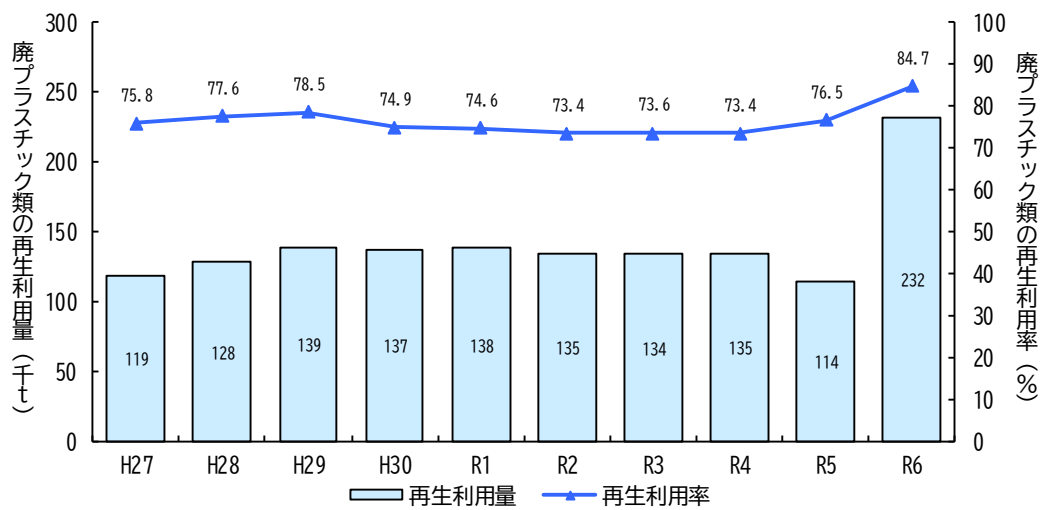
(滋賀県による調査)

図 2-1-15 産業廃棄物の再生利用量および再生利用率等の推移



(滋賀県による調査)

図 2-1-16 本県の産業廃棄物の種類別の処理率
(令和 6 年度 (2024 年度))

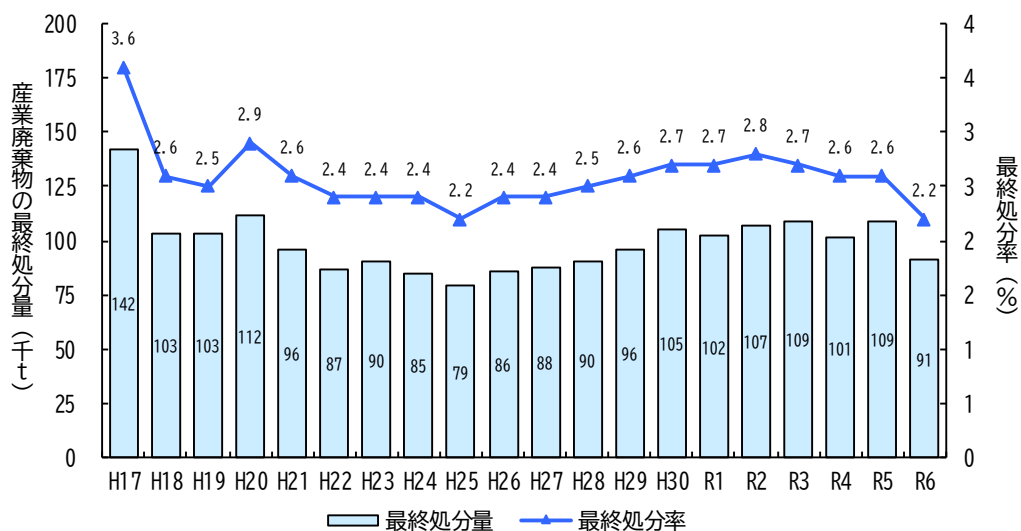


(滋賀県による調査)

図 2-1-17 本県の廃プラスチック類の処理量の内訳の推移

(I) 産業廃棄物の最終処分量

産業廃棄物の総排出量の増加に伴って、最終処分量も増加傾向となっていました。令和6年度（2024年度）は総排出量が増加したにもかかわらず、最終処分量は減少し91千tとなりました。これにより、最終処分量を98千tとする第五次計画の目標を達成しました（図2-1-18）。



（滋賀県による調査）

図2-1-18 本県の産業廃棄物の最終処分量の推移

イ 産業廃棄物処理施設の整備状況

産業廃棄物処理施設の整備状況は、表 2-1-2 および表 2-1-3 のとおりです。

表 2-1-2 本県の廃棄物処理法第 15 条に規定する許可施設の整備状況
(令和 6 年度(2024 年度)末時点)

施設の種類	施設数	処理能力(合算) (区分ごとの合計)
汚泥の焼却施設	3	21.8 (m ³ /日)
廃油の焼却施設	4	184.2 (m ³ /日)
廃プラスチック類の焼却施設	10	101.5 (t/日)
その他の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラを除く)	15	446.8 (t/日)
汚泥の脱水施設	30	2,674.5 (m ³ /日)
汚泥の乾燥施設(機械)	0	- (m ³ /日)
廃油の油水分離施設	7	876.2 (m ³ /日)
廃酸・廃アルカリの中和施設	2	168.0 (m ³ /日)
廃プラスチック類の破碎施設	41	3,830.1 (t/日)
木くず又はがれき類の破碎施設	99	47,683.8 (t/日)

*稼働中のものに限る。

(滋賀県による調査)

表 2-1-3 本県の産業廃棄物最終処分場
(令和 6 年度(2024 年度)末時点)

設置主体	施設の種類	施設数	容積(m ³)
排出事業者(民間)	安定型	2	30,862
	管理型	0	-
	小計	2	30,862
処理業者(民間)	安定型	6	2,691,075
	管理型	0	-
	小計	6	2,691,075
処理業者(公共)	安定型	1	52,044
	管理型	0	-
	小計	1	52,044
合計		9	2,773,981

*稼働中(埋立中)のものに限る。

*公共とは、産業廃棄物の処理をその事業として行う自治体および公共関与の処理業者のこと。

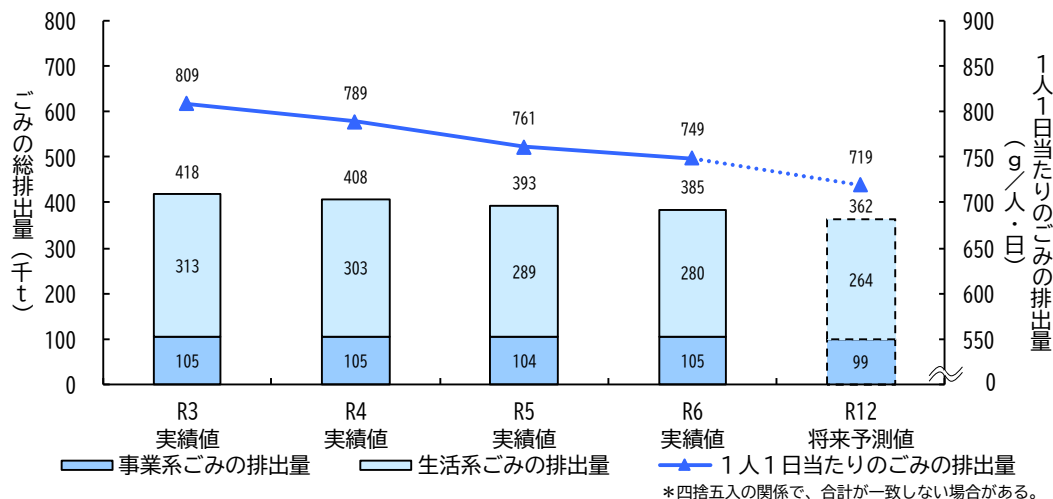
(滋賀県による調査)

2 廃棄物の発生量および処理量の見込み

(1) 一般廃棄物（ごみ）

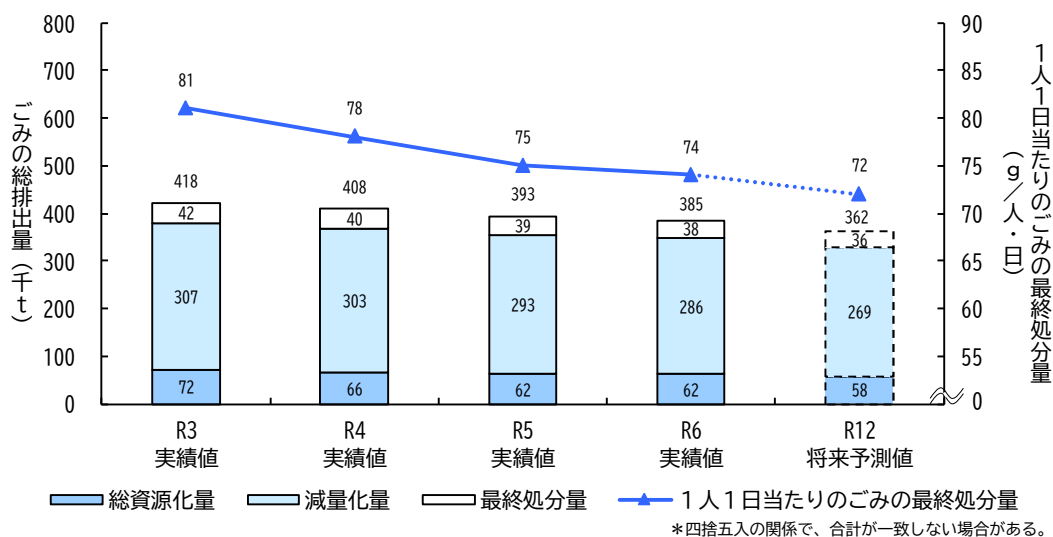
ごみの総排出量および処理量は、近年の傾向が継続するものと仮定して推計した結果、令和12年度（2030年度）の総排出量は362千tとなります。また、処理量の内訳は、総資源化量が58千t、減量化量が269千t、最終処分量が36千tとなります（図2-2-1、図2-2-2）。

なお、1人1日当たりでは、令和12年度（2030年度）のごみの排出量は719g、最終処分量は72gとなります。



（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、滋賀県による調査）

図 2-2-1 本県のごみの排出量の将来見込み

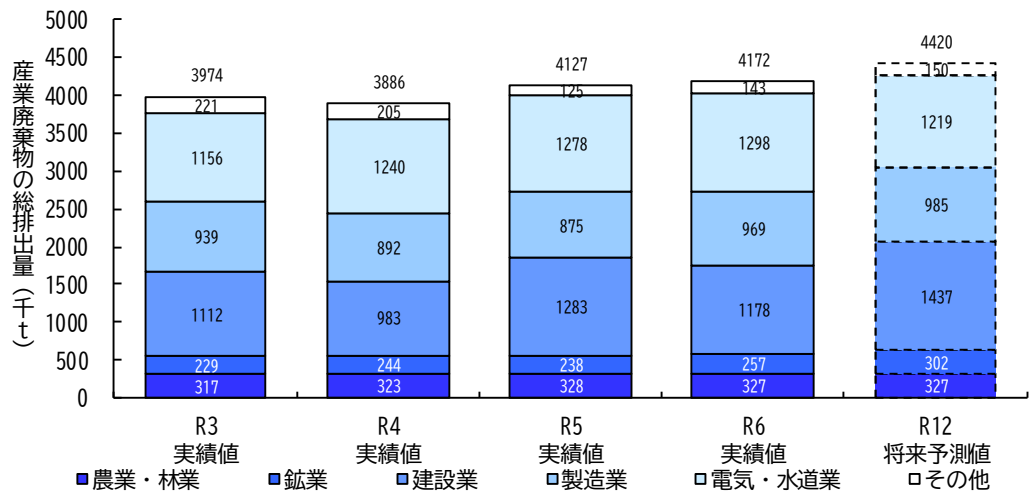


（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、滋賀県による調査）

図 2-2-2 本県のごみの処分量の将来見込み

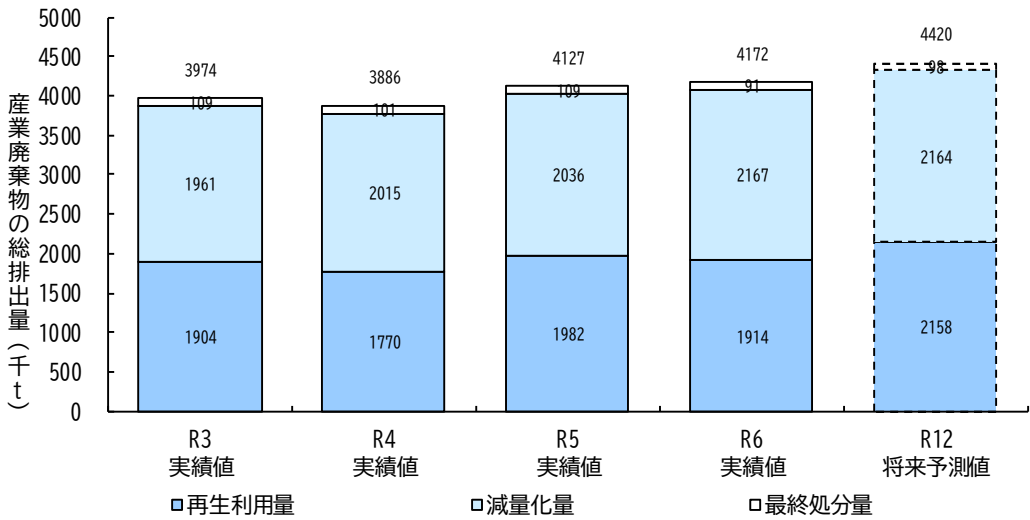
(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の総排出量および処理量は、近年の傾向が継続するものと仮定し、さらに使用済み太陽光パネルの廃棄量の増加を見込んで推計した結果、令和 12 年度（2030 年度）の総排出量は 4,420 千 t となります（図 2-2-3）。また、処理量の内訳は、再生利用量が 2,158 千 t、減量化量が 2,164 千 t、最終処分量は 98 千 t となります（図 2-2-4）。



(滋賀県による調査)

図 2-2-3 本県の産業廃棄物の排出量の将来見込み



(滋賀県による調査)

図 2-2-4 本県の産業廃棄物の処理量の将来見込み

3 第五次計画の進捗状況

(1) 第五次計画の目標の達成状況

ア 減量に係る目標の達成状況

減量に係る目標については、全ての指標において、目標を達成しました（表 2-3-1）。

表 2-3-1 第五次計画の減量に係る目標の達成状況

指標		単位	実績値				目標値	達成状況
			R3	R4	R5	R6	R7	
一般廃棄物	1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	809	789	761	749	804	○
	1人1日当たりのごみの最終処分量	g/人・日	81	78	75	74	82	○
産業廃棄物	最終処分量	千t	109	101	109	91	98	○

（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、滋賀県による調査）

イ 取組に係る目標の達成状況

取組に係る目標の達成状況は、表 2-3-2 のとおりです。

表 2-3-2 第五次計画の取組に係る目標の達成状況

指標	単位	実績値					目標値	達成状況	備考
		R3	R4	R5	R6	R7	R7		
レジ袋辞退率	%	91.2	90.6	90.2	88.8	89.4	85以上／年度	○	取組が浸透したため。
県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	箇所	56	97	112	120	122	100	○	官民ともに導入が進んだため。
市町災害廃棄物処理計画の策定率	%	89.5	94.7	94.7	100	100	100 R6年度までに	○	策定が進んだため。
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	172,321	194,802	197,019	162,387	176,516	1,200,000 計画期間累計	×	新型コロナウイルス感染症拡大や天候の影響のため。
優良産廃処理業者認定数	件	197	208	221	234	237	270	×	増加しているが、認定のための労力・費用が大きい。
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率*	%	88.2	99.8	100	97.1	100	100／年度	×	新型コロナウイルス感染症拡大等のため。
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率*	%	79.6	88.9	71.7	69.8	77.2	85以上／年度	×	発生件数が減る一方で、早期解決が困難な事案（埋立処分や不適正保管）は一定数発生しているため。

*大津市を除く

（滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会による調査、関西広域連合による調査、滋賀県による調査）

(2) 第五次計画期間の主な取組

ア 重点取組・施策

(ア) プラスチックごみの発生抑制等の推進

プラスチックごみが河川等を通じて琵琶湖へ流入し、環境悪化を招くことが心配されています。琵琶湖岸漂着物等実態把握調査（平成 26 年度（2014 年度））や守山市赤野井湾での湖底ごみの実態把握調査（令和元年度（2019 年度））の結果、漂着ごみおよび湖底ごみに占めるプラスチック類（農業系プラスチックごみ、袋類、トレイ・容器類等）の割合が最も高いことが明らかとなりました。農業系プラスチックごみは主に農地から排出されており、その他のプラスチックごみはポイ捨てが主な原因と推測されます。

また、プラスチックの製造および廃棄に伴う温室効果ガスの排出削減や資源の有効活用の観点からも、プラスチックごみの排出抑制や再資源化が求められています。

こうした状況を踏まえ、環境美化（清掃）活動によるプラスチックごみの回収に努めるとともに、使い捨てプラスチック製品の使用削減に関する啓発活動を展開し、ごみとして排出される前段階での対策を進めてきました。

(イ) 食品ロス削減の推進

「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」に記載しています。

(ウ) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

近年、気候変動およびその影響が全国各地で顕在化しており、災害発生時には迅速かつ適切な災害廃棄物処理が求められるとともに、平時からの備えも重要となっています。

こうした状況を踏まえ、市町の災害廃棄物処理計画の策定支援、仮置場候補地の選定支援、災害廃棄物処理に係る訓練の実施を行いました。また、近畿・中部両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会への参画、各種手引の作成、協定の締結によるごみ処理の相互支援体制の整備などを通じ、災害廃棄物を円滑かつ適正に処理するための体制強化を図ってきました。

イ 不断の取組・施策

(ア) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の推進

環境負荷の低減および天然資源の消費抑制を図るため、リデュースやリユースにより廃棄物の排出量を削減するとともに、リサイクルにより資源を可能な限り有効利用し、最終処分量の減少を図る必要があります。また、焼却処理される廃棄物についても、温室効果ガスの排出削減の観点から、処理過程で発生するエネルギーを有効に活用することが求められています。

a 一般廃棄物の3Rの取組の推進

上記の状況を踏まえ、3Rに関する普及啓発活動を中心に取り組みました。具体的には、3Rに関する先進事例や各種イベント、店頭回収の状況などの情報を収集し、県ホームページ等で発信するとともに、毎月1回の通信の発行、店頭やイベントでの普及啓発活動、グリーン購入の推進などを実施しました。また、各種リサイクル関連法^{※2-3-1}の適正な運用にも努めました。

※2-3-1 各種リサイクル関連法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年（1995年）法律第112号）、特定家庭用機器再商品化法（平成10年（1998年）法律第97号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年（2000年）法律第104号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年（2002年）法律第87号）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年（2012年）法律第57号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年（1991年）法律第48号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年（2021年）法律第60号）等

b 産業廃棄物の3Rの取組の推進

上記の状況を踏まえ、3Rに係る事業者支援や先進事例の情報提供を中心に取り組みました。具体的には、産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発等の支援、産業廃棄物の排出事業者に対する発生抑制等に係る普及啓発、滋賀県リサイクル認定製品の利用促進、各種リサイクル関連法の適正な運用などを実施しました。

(イ) 廃棄物の適正処理の推進

a 一般廃棄物の適正処理の推進

県民の安全・安心な生活を支えるためには、一般廃棄物の適正処理が不可欠です。一般廃棄物の処理は市町が担っていることから、県は市町に対して必要な技術的援助等を与えることに努めています。

こうした状況を踏まえ、一般廃棄物処理施設の監視指導や整備支援、大阪湾フェニックス事業への関与、市町等との一般廃棄物処理に関する情報交換などを実施しました。

b 生活排水対策

琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質汚濁を防止し、県民の生活環境を保全するため、生活排水の適正な処理が求められています。生活排水は排せつ、炊事、洗濯、入浴などの人の生活に伴い公共用水域に排出される水のことで、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分類されます。このうち、計画収集（汲み取り）されたし尿、合併処理浄化槽※2-3-2、単独処理浄化槽※2-3-3 および集落排水施設から発生する汚泥が一般廃棄物に該当します。

こうした状況を踏まえ、「滋賀県汚水処理構想 2016（平成 29 年（2017 年）3 月）」等に基づき、市町等と連携して汚水処理施設※2-3-4 やし尿処理施設※2-3-5 の整備などを進めてきました。

※2-3-2 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を処理する浄化槽

※2-3-3 単独処理浄化槽：し尿のみを処理し、生活雑排水を処理しない浄化槽

※2-3-4 汚水処理施設：下水道、合併処理浄化槽、集落排水施設等

※2-3-5 し尿処理施設：し尿や浄化槽から発生した汚泥等を処理する施設であり、一般廃棄物処理施設の一種。

なお、下水処理場は下水道法（昭和 33 年（1958 年）法律第 79 号）の適用を受け、浄化槽は浄化槽法（昭和 58 年（1983 年）法律第 43 号）の適用を受けるため、し尿処理施設には該当しない。

c 散在性ごみ対策

県民、事業者、土地の占有者および県が一体となって、ごみの投捨てによる散乱を防止することにより、美観の保持および琵琶湖その他の水域の水質保全に努め、快適でさわやかな県土をつくり上げることを目指しています。

こうした状況を踏まえ、環境美化（清掃）活動の推進、ごみの散乱防止に係る監視・啓発、散在性ごみの状況調査などを実施しました。

d 産業廃棄物の適正処理の推進

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。県は、旧 R D エンジニアリング社最終処分場問題等の過去の不適正事案の経験を踏まえ、平成 21 年（2009 年）に「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を制定しました。これにより、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、処理施設設置における事前審査の義務化や処理施設への年 1 回以上の計画的な立入検査の実施など、厳格な事業者監視・指導を行っています。

こうした状況を踏まえ、産業廃棄物排出事業者、廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対する指導、ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の期限内処分の促進、最終処分場への公共関与、電子マニフェストの普及などを実施しました。

e 旧RDエンジニアリング社最終処分場問題への対応

旧RDエンジニアリング社の最終処分場における産業廃棄物の不適正処理に起因して、地下水汚染等が発生し、周辺住民の生活環境保全に支障およびそのおそれ（以下「支障等」という。）が生じました。そのため、県は同社に支障等の除去を命じましたが、命令が履行されなかったことから、廃棄物処理法に基づく行政代執行として支障等の除去事業を行う必要が生じました。地元の同意を得た上で、平成24年（2012年）に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年（2003年）法律第98号。以下「産廃特措法」という。）に基づく特定支障除去等事業実施計画を策定し、国の財政支援を受けて、支障等の除去事業を実施しました。

除去事業を進めるに当たり、過去の住民とのコミュニケーション不足の反省を踏まえ、周辺自治会、栗東市および滋賀県で構成する連絡協議会等において情報共有や意見交換を行い、調査や対策工事の方法に住民の意見を反映させながら対策に取り組みました。

対策工事は令和3年（2021年）2月に完了しましたが、実施計画で定められた目標の達成の確認のため、モニタリング等を継続してきました。対策工事終了後の2年間にわたる地下水質および敷地境界ガスのモニタリングなどの結果に基づき、専門家の意見を得て目標達成を確認し、令和5年（2023年）3月に支障等の除去事業を完了しました。

なお、目標達成後も土地所有者責任として、構造物等の維持管理や必要なモニタリング等を継続しています。

4 社会状況の変化等を踏まえた課題

(1) サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進

ア サーキュラーエコノミーへの移行

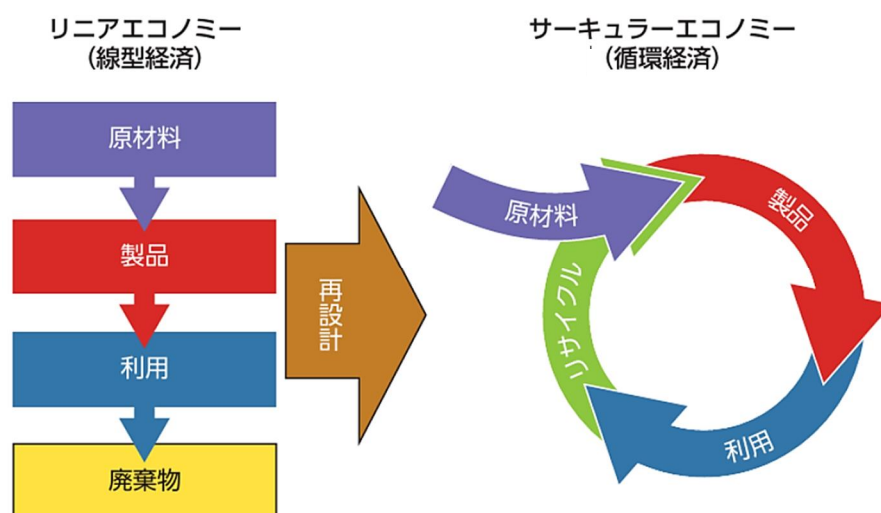
(ア) 国の動向

a リニアエコノミー（線形経済）からサーキュラーエコノミー（循環経済）へ

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした経済社会からの脱却については、これまでも循環型社会の形成等を通じて長年にわたり取り組まれてきました。しかし、資源制約の顕在化や環境負荷低減の必要性が一層高まる中、従来の取組の延長だけでは対応が難しい局面も現れています。

こうした状況を踏まえ、近年では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式である一方通行型のリニアエコノミー（線形経済）から転換し、競争条件への影響も考慮しつつ、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につなげる経済活動全体の在り方（サーキュラーエコノミー（循環経済））の考え方が国際的にも重視されるようになっていきます（図 2-4-1）。

国においては、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年（2000 年）法律第 110 号）に基づき、これまでも 3 R の取組が進められてきましたが、近年では、資源循環を経済活動全体の中で捉えるサーキュラーエコノミーの視点を踏まえた政策が進められています。これまで循環型社会の形成に向けた 3 R の取組が推進されてきましたが、サーキュラーエコノミーでは、製品の設計段階から使用、回収、再利用・再資源化に至るまでの一連の流れを通じて、資源の価値をできるだけ下げずに循環させることが重視されています。また、こうした資源循環が継続的に機能するためには、環境面の効果に加え、経済的に成り立つ形で行われることが重要とされています。



（環境省「令和 7 年（2025 年）版 環境・循環型社会・生物多様性白書」）

図 2-4-1 リニアエコノミーからサーキュラーエコノミーへ

1 b サークュラーエコノミーへの移行に向けた国の取組

2 令和6年度（2024年度）に、サーキュラーエコノミーへの移行を国家戦略と位置付け
3 た「第五次循環型社会形成推進基本計画」が策定されたほか、循環経済に関する関係閣
4 僚会議において、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」
5 が策定されました。

6 また、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年
7 （2024年）法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が公布されまし
8 た。同法は、脱炭素化と再生材の質・量の確保といった資源循環の取組を一体的に促進
9 することを目的として、使用済み太陽光パネルや廃プラスチック等の高度な再資源化を
10 行う事業等の認定制度を創設するなど、再資源化の促進を図るものです。

11 令和8年（2026年）4月には、循環経済に関する関係閣僚会議において「循環経済
12 行動計画」が策定されました。同計画では、循環経済への移行を加速するため、再生資
13 源供給サプライチェーンの強靱化や、日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構
14 築等の施策について今後取り組むこととしています。

15 また、同年6月には、太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和8年
16 （2026年）法律第33号）が公布されました。同法は、2030年代後半以降の太陽光パネ
17 ルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池を廃棄しようとする者に対し、国が定める
18 判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的な
19 リサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許
20 可を不要とする等の措置を講じることとしています。

21
22 (イ) 本県の動向

23 a サークュラーエコノミーへの移行に向けた本県の方向性

24 本県においても、このような国の動向や社会状況の変化を踏まえ、県内の地域資源を
25 活用しながら、サーキュラーエコノミーへの移行を推進する必要があります。

26 また、本県では「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画（令和8年（2026年）
27 3月）」や「生物多様性しが戦略2024（令和6年（2024年）3月）」に定めるとおり、
28 CO₂ネットゼロ※2-4-1やネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指しています。
29 CO₂ネットゼロやネイチャーポジティブの実現に向けた取組は、資源利用や廃棄の在
30 り方とも密接に関係しており、それらの取組とサーキュラーエコノミーへの移行に向け
31 た取組を相互に関連させながら、統合的に推進する必要があります。

32 サーキュラーエコノミーへの移行は、資源の生産や利用の在り方を含む社会全体の構
33 造に関わる取組であり、短期間で実現できるものではありません。サーキュラーエコノ
34 ミーの考え方を廃棄物行政の中に段階的に組み込んでいくことが必要であるため、本計
35 画期間においては、具体的な事例において検証を進め、今後の施策検討につなげるため
36 の基盤づくりを進めていくことが求められます。

37
38 ※2-4-1 CO₂ネットゼロ：二酸化炭素等温室効果ガスの排出量を削減し、吸収源を確保することで、排出量を
39 実質ゼロにすること。

b 本県におけるサーキュラーエコノミーの考え方

これまで本県において取り組んできた3Rは、サーキュラーエコノミーへの移行を進める上でも重要な取組です。

サーキュラーエコノミーは、3Rの「できるだけ廃棄物を減らし、資源を無駄にしない」という考え方を前提としています。その上で、製品の設計段階から使用、回収、再利用・再資源化に至るまでの一連の流れを通じて、資源の価値をできるだけ下げずに循環させることを重視する点に特徴があります。

サーキュラーエコノミーに対するアプローチを分かりやすく示すため、欧州で考案された「R-ladder」を、日本の制度・市場構造を踏まえて本県で再整理しました（図2-4-2）。

R-ladderでは、市場に出る前の取組（R0～R2）、市場に出た後の取組（R3～R7）、廃棄物となった後の取組（R8～R9）を段階的に整理し、埋立てや焼却は最後の手段として位置付けています。上位に位置付けられる取組ほど、資源の価値を高い水準で維持でき、環境負荷の低減効果も大きいとされています。この優先順位を意識しながら施策を実施することが、サーキュラーエコノミーの実現に向けて効果的であると考えられます。

アプローチ区分	R-strategy	説明	具体例
市場に出る前のアプローチ	 R0 Refuse	環境負荷のある製品を代替品に切り替える、または廃止する	蛍光灯→LED照明、使い捨てストロー
	 R1 Rethink	シェアリングやレンタル、サブスクで、使用の集約化を行う	カーシェア、レンタサイクル、服のサブスク
	 R2 Reduce	製品の消費量を減らすことで、原材料、廃棄物量を減らす	製品設計の見直し、IEIによる生産性向上
市場に出た後のアプローチ	 R3 Reuse	状態が良好な廃棄物を、元の機能のまま別の消費者が使用する	リサイクルショップ、CtoCサービス
	 R4 Repair	欠陥のある製品を修理し、再び性能を発揮できるようにする	修理サービス店、修理の大衆化
	 R5 Refurbish	内部（部品やソフト）や外部の更新で、最新の状態にする	メーカー認定整備品・中古品
	 R6 Remanufacture	廃棄された製品の中でまだ使える部品を新しい製品に組み込む	建設機械のリマン事業（再生部品提供）
廃棄物になった後のアプローチ	 R7 Repurpose	廃棄部品や製品を別の製品に活かし、新たな付加価値を作る	製造端材の製品化、アップサイクル製品
	 R8 Recycle	素材を回収し、エネルギー投入・加工することで新製品を作る	木くず→紙パルプ
最後の手段	 R9 Recover	焼却や嫌気性発酵でエネルギーを回収する	バイオガス発電、廃棄物焼却発電
	 埋立/焼却	（資源・価値のロス/環境負荷増）	埋立・焼却（エネルギー回収なし）

【出典】
PBL Netherlands Environmental Assessment Agency (2017).
Circular Economy: Measuring innovation in the product chain.

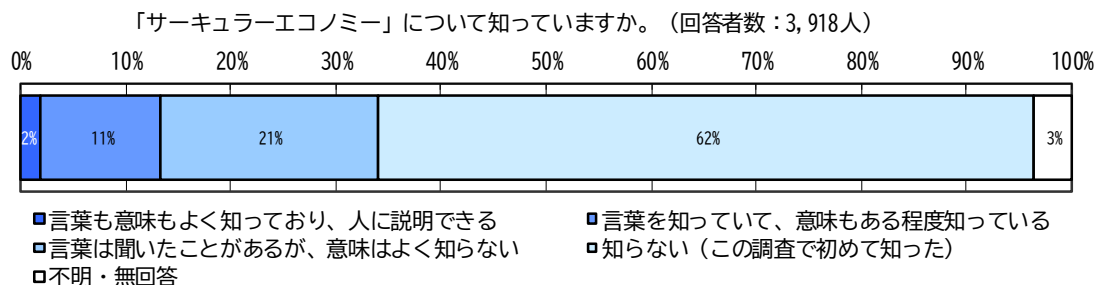
【注記】
本図は、上記資料に示されたR-ladder (R-strategies) の考え方を参考に、日本の制度・市場構造を踏まえて再整理したものである（滋賀県・尾上による意識・構成）。

図2-4-2 R-ladder（サーキュラーエコノミー処理過程のはしご）

イ 資源循環についての県民の意識

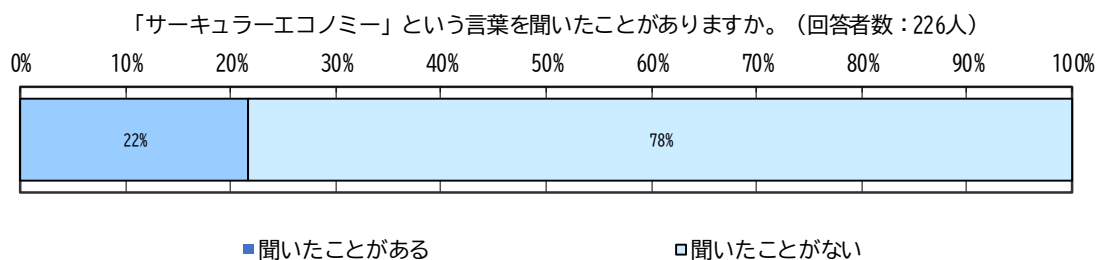
(ア) 「サーキュラーエコノミー」の認知度

本県における「サーキュラーエコノミー」の認知度は4割以下であり、資源循環につながる行動を広げていくためには、サーキュラーエコノミーの考え方や実践方法について、広く周知を図り、理解を深める必要があります。



(滋賀県「第58回滋賀県政世論調査(令和7年度(2025年度))」)

図2-4-3 「サーキュラーエコノミー」の認知度(大人)



(滋賀県サーキュラーエコノミー促進啓発イベント(開催日:令和8年(2026年)2月11日、開催場所:イオンモール草津)における来場者アンケート結果)

図2-4-4 「サーキュラーエコノミー」の認知度

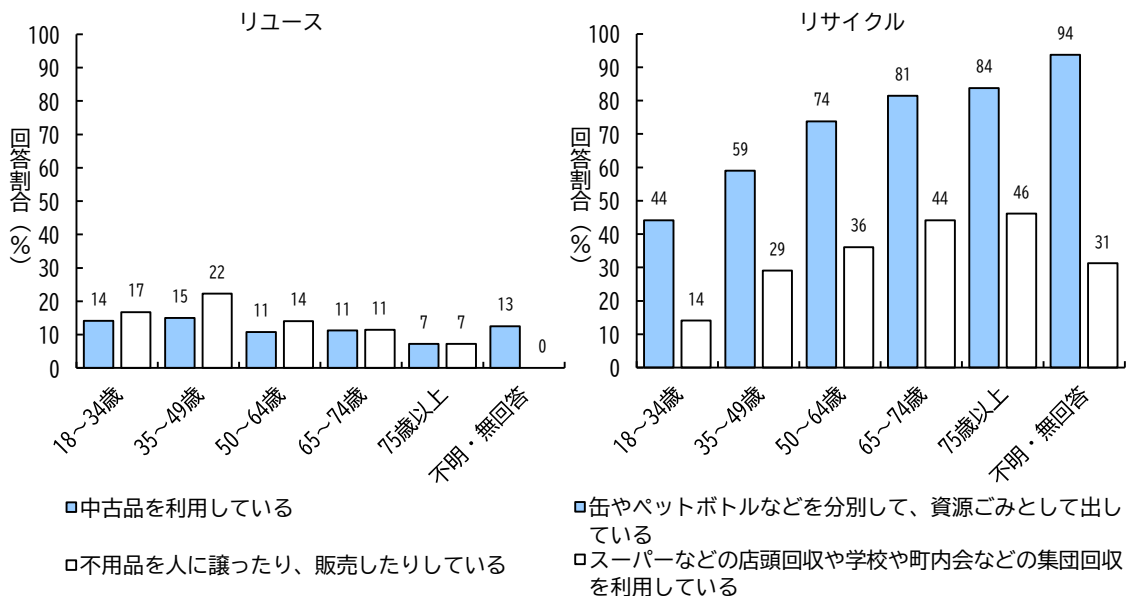
(子ども:小学生95%、中学生4%、高校生1%)

(イ) ごみを少なくするために心がけていること

県政世論調査の結果において、県民がごみを少なくするために心がけていることのうち、中古品の利用や不用品の販売等（リユース）は、若い世代の実施率が高い傾向となりました（図 2-4-5）。これはフリマーケットアプリによる中古品の個人間取引や衣類の共有サービスの浸透などによるものと考えられ、今後の拡大が期待できます。

一方、資源ごみの分別（リサイクル）は、高齢世代の実施率が高い傾向となりました（図 2-4-5）。缶やペットボトル等を資源ごみとして分別している人の割合は、75 歳以上は 84% であるのに対して、18～34 歳は 44% であり、40% の差がありました。店頭回収等の民間ルートによる資源物の回収が普及してきていると考えられることから、これまでの行政回収や集団回収に加えて、店頭回収等の回収ルートを活用し、県民一人ひとりがライフスタイルにあった資源物の回収を促進する必要があります。

あなたが日頃の暮らしの中で、ごみを少なくするために心がけていることは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。（回答者数：3,918人）



（滋賀県「第 58 回滋賀県政世論調査（令和 7 年度（2025 年度））」）

図 2-4-5 県民がごみを少なくするために心がけていること

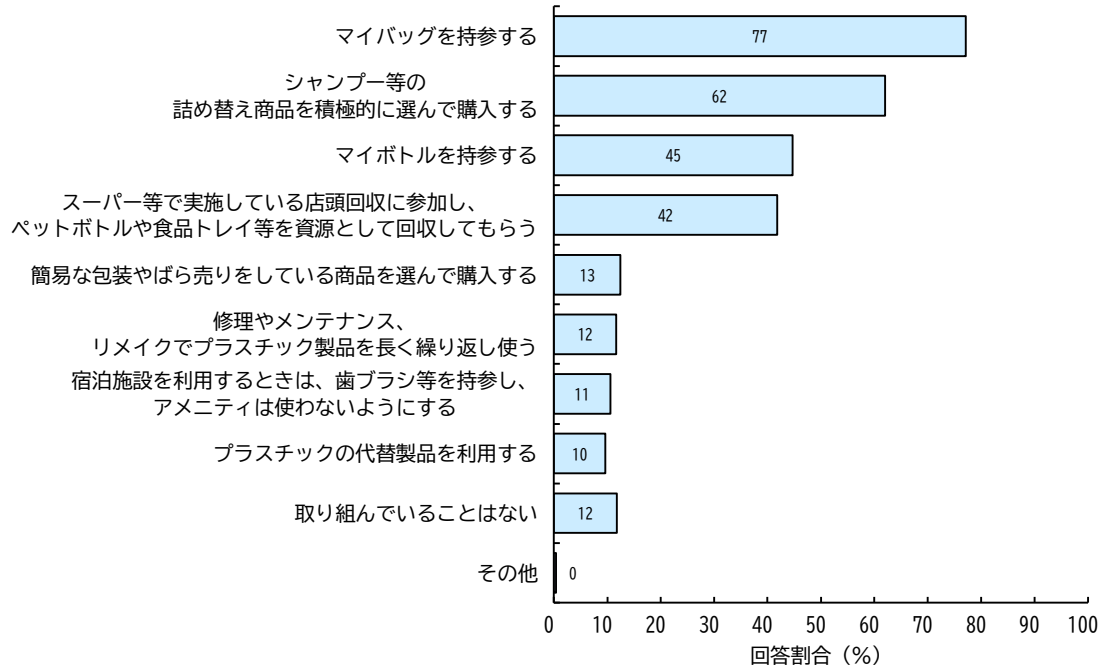
(ウ) 使い捨てプラスチック製品の使用状況

レジ袋辞退率は 90% 前後で推移しており、レジ袋をできるだけ使用しない生活習慣が浸透したと考えられます（表 2-3-2）。また、県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数も増加傾向で推移しており、マイボトル普及のための環境整備も進展してきたといえます（表 2-3-2）。

一方、宿泊施設における使い捨てプラスチックアメニティの廃止に向けた取組も進められていますが、県民ウェブアンケートの結果を見ると、使い捨てプラスチックの使用を控え、プラスチックの代替製品を使用することや、プラスチックを資源として回収する取組は十分に広がっているとはいえません（図 2-4-6）。

そのため、使い捨てプラスチックの使用を控え、プラスチックの代替製品を使用することや、プラスチックを資源として回収する取組を進めていく必要があります。

あなたは、「プラスチックごみ」を減らすために取り組んでいることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。（回答者数：2,000人）



（滋賀県「県民ウェブアンケート（令和7年度（2025年度））」）

図 2-4-6 県民が「プラスチックごみ」を減らすために取り組んでいること

ウ 滋賀県産業廃棄物税

平成 16 年（2004 年）1 月から滋賀県産業廃棄物税※2-4-2 を導入しています。制度の検討を行うため、令和 5 年（2023 年）1 月に滋賀県税制審議会に諮問し、令和 6 年（2024 年）4 月 26 日付け滋税審第 2 号により、課税方式や用途事業等の検討を行うよう答申を受けました。

そのため、滋賀県産業廃棄物税の課税方式の違いによる効果や用途事業等について評価・検討し、滋賀県税制審議会に諮問しつつ、滋賀県産業廃棄物税の在り方について検討する必要があります。

※2-4-2 滋賀県産業廃棄物税：産業廃棄物の排出抑制や資源化の推進を目的に、県内の中間処理施設または最終処分場に産業廃棄物を一定量以上搬入した事業者から徴収している法定外目的税。

1 (2) 廃棄物の適正処理の徹底

2 ア 一般廃棄物の適正処理

3 (ア) ごみ処理の広域化およびごみ処理施設の集約化

4 廃棄物処理基本方針や廃棄物処理法第5条の3に基づく「廃棄物処理施設整備計画（令和
5 5年（2023年）6月）」等において、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害
6 対策の強化等の観点から、ごみ処理の広域化およびごみ処理施設の集約化の一層の推進が求
7 められており、本県においても在り方の検討が必要です。

8 (イ) リチウムイオン蓄電池の火災防止・適正処理、処理困難物の適正処理

9 近年、廃棄されたリチウムイオン蓄電池およびこれを使用した製品が分別されずに排出さ
10 れることにより、収集車両や廃棄物処理施設等において火災が発生しています。そのため、
11 リチウムイオン蓄電池の分別排出を徹底するよう周知・啓発に努めるとともに、適正処理を
12 推進する必要があります。

13 また、市町の処理施設では、リチウムイオン蓄電池の一部、コンクリート片およびスプリ
14 ングコイルマットレスなど、処理が困難な廃棄物への対応が求められています。

15 イ 生活排水対策

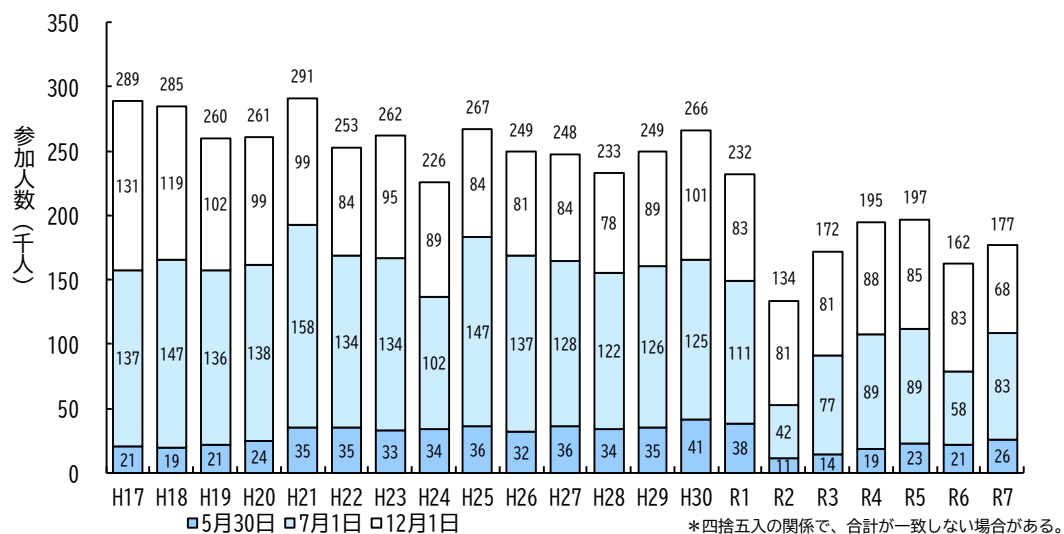
16 県内の人口動態および産業立地の状況等の社会情勢の変化や老朽化による更新需要の拡大が
17 見込まれており、より一層の効率的な施設整備と持続可能な運営が求められています。

ウ 散在性ごみ対策

(ア) 環境美化（清掃）活動

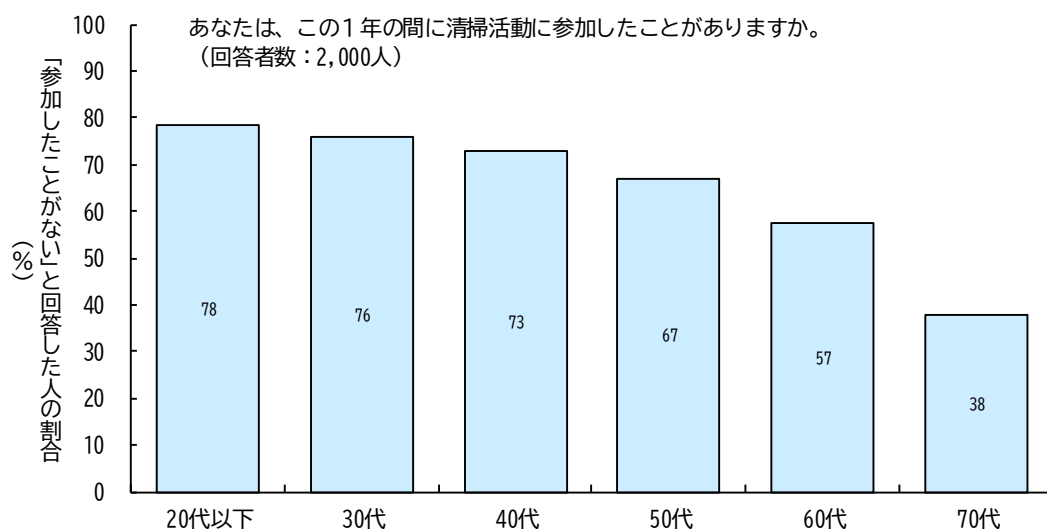
滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年（1992年）滋賀県条例第20号）で定める「環境美化の日（5月30日、7月1日、12月1日）」を基準とした環境美化運動への参加者数は、新型コロナウイルス感染症拡大等により減少した参加者数が回復していません（図2-4-7）。また、県民ウェブアンケートの結果から、若い世代ほど清掃活動への参加経験がないことが明らかとなっています（図2-4-8）。

そのため、環境美化（清掃）活動の推進に当たっては、参加者の一層の増加を図るとともに、若い世代をターゲットとした活動の活性化につなげる必要があります。



（滋賀県による調査）

図2-4-7 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数の推移



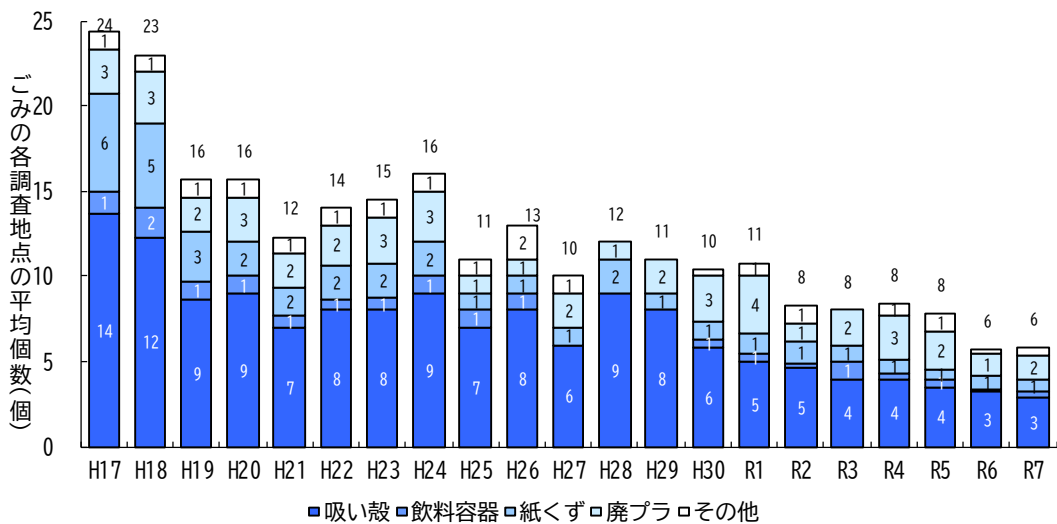
（滋賀県「県民ウェブアンケート（令和7年度（2025年度））」）

図2-4-8 清掃活動への参加経験

(イ) 散在性ごみの状況

ごみの散乱防止に係る監視・啓発等を行った結果、定点観測調査における散在性ごみの量は減少傾向となっています（図 2-4-9）。一方、琵琶湖岸に漂着するごみや道路沿いのごみは依然として確認されています。

散在性ごみの状況については、定点観測調査以外で広域地域の状況は把握できていません。ごみの散乱防止やプラスチックごみの琵琶湖への流入防止等の施策等の基礎資料とするため、散在性ごみの状況を把握する必要があります。



（滋賀県による調査）

図 2-4-9 定点観測調査結果の推移

エ 産業廃棄物の適正処理

(ア) 最終処分場への対応

令和 5 年（2023 年）10 月に、公益財団法人滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀（管理型最終処分場）が受入れを終了しました。そのため、令和 6 年度（2024 年度）末時点で、受入れを行っている県内の最終処分場は安定型最終処分場のみです。ただし、本県では、「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方針性（令和 2 年（2020 年）1 月）」で示しているとおり、県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備は行わない方針です。

民間安定型最終処分場の新設計画については、地域住民から地下水や流域河川の水質汚染に対する不安の声が上がる場合があることなどから、県は専門家からの意見を踏まえ、あらかじめ汚染発生時の対応計画の策定を事業者を求めるなど、より安全・安心な施設となるように指導する必要があります。

また、安定型最終処分場に係る浸透水等汚染発生時の対応計画の事前策定に関して、法令に基づく具体的な基準を設けるなど、最終処分場に対する地域住民の不安を解消するため、国レベルでの基準強化等が必要です。

(イ) PCB廃棄物の適正保管・処分

令和8年（2026年）6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年（2001年）法律第65号）の改正法が公布され、新たに発見されるPCB廃棄物は、発見後一定期間内の処分等が義務付けられます。

改正前の同法に基づくPCB廃棄物の処分期間は終了したものの、依然として、新たなPCB廃棄物の発見が散見されるため、これらのPCB廃棄物の所有者等は適切な保管と処分をすることが必要です。

(ウ) スクラップヤードへの規制強化

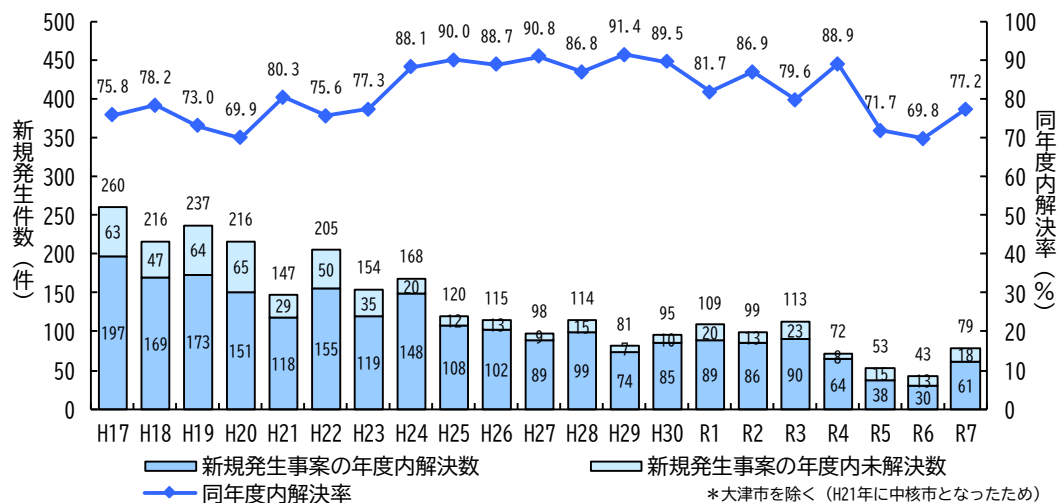
令和8年（2026年）6月に廃棄物処理法の改正法が公布され、金属、プラスチック等の再生または保管を行う事業に関し、許可制が導入され、対象物品に応じた再生や保管の方法の基準が設けられます。

これまで許可対象とされていた事業者以外の事業者が新規に許可を取得する対象となることから、対象事業者に対し、許可基準や許可申請方法等を周知するとともに、適正な事業が行われるよう指導していく必要があります。

オ 不法投棄等対策

野外焼却のような比較的解決しやすい事案が減る一方で、早期解決が困難な埋立処分や不適正保管といった事案は下げ止まっており、結果として年度内解決率が低下傾向にあります（図2-4-10）。

埋立処分や不適正保管は時間の経過とともに複雑化するため、「早期発見・早期解決」をより一層推進する必要があります。また、今後は未然防止にも注力していく必要があり、その手法として新たな技術の導入を積極的に検討することが重要です。



（滋賀県による調査）

図2-4-10 不法投棄等の発生件数およびその年度内解決率の推移

(3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

令和 6 年（2024 年）1 月に発生した能登半島地震に対し、支援を実施しました。また、この支援の経験等を踏まえ、滋賀県環境整備事業協同組合が廃棄物適正処理推進大会 2024 において災害廃棄物処理に関する課題を取りまとめたところ、し尿処理施設の稼働停止によるし尿処理の遅延、倒壊家屋の公費解体の遅延、膨大な量の災害廃棄物の発生と仮置場不足、交通インフラの寸断、情報の錯そう、人手不足や知見を有する技術者・作業員の不足等が課題として挙げられました。

本県においても、し尿処理施設の老朽化に伴う災害時のし尿稼働停止や、仮置場の必要面積が十分に確保できていないことによる仮置場不足等が心配されています。（令和 6 年度（2024 年度）末時点の最大災害時の仮置場必要面積を確保済みの市町の割合は 42%（19 市町のうち 8 市町）。）

能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進や民間の最終処分場に対する都道府県の指定制度の創設を盛り込んだ廃棄物処理法の改正法が令和 8 年（2026 年）6 月に公布されました。

能登半島地震での支援の経験等を踏まえ、し尿処理施設の相互支援、仮置場候補地の選定、情報共有体制の整備等を進め、実効的に機能する円滑かつ迅速な災害廃棄物処理体制の構築を図る必要があります。

第3章 計画の目指すもの

1 基本方針

第2章に示す現状と課題を踏まえ、本計画では、次の3つを基本方針とします。

- (1) サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進
- (2) 廃棄物の適正処理の徹底
- (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

(1) サーキュラーエコノミー（循環経済）の推進

近年、国内で資源を循環させ、最大限活用することで環境負荷の低減を図りつつ、経済成長を図っていくことが求められており、サーキュラーエコノミーへの移行を国家戦略として推進しています。

本県においても、国の動向や社会状況の変化を踏まえ、県内の地域資源を活用しながらサーキュラーエコノミーへの移行に向けた取組を推進します。

また、それらの取組をCO₂ネットゼロやネイチャーポジティブの実現に向けた取組と相互に関連させながら、統合的に推進します。

(2) 廃棄物の適正処理の徹底

県民の安全・安心な生活を支えるため、旧RDエンジニアリング社最終処分場問題を経験した本県が進めてきた廃棄物処理施設や産業廃棄物処分業者の監視指導、不法投棄の撲滅に向けた対策、散在性ごみ対策等の廃棄物の適正処理を引き続き徹底します。

さらに、新たな課題への対応や最新技術を活用した調査・監視の高度化を進めます。

(3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

本県では、市町の災害廃棄物処理計画の策定支援や各種手引の作成、災害時等のごみ処理の相互支援協定の締結、災害廃棄物処理に係る訓練の実施、近畿・中部両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会への参画など、発災時の実効性確保に向けた取組を進めてきました。

この間にも、国内では能登半島地震等様々な災害が起こり、膨大な量の災害廃棄物の発生、仮置場の不足、処理施設の被災による処理の遅延、情報の錯そう、リソースの不足等多くの課題が生じており、さらに災害の備えを高めていくことが求められています。

そのため、引き続き重点的に、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理体制の構築災害廃棄物の円滑な処理体制の構築を図ります。

2 廃棄物の減量に係る目標

本計画における廃棄物の減量に係る目標は、県全体として達成すべき目標として設定します。

また、基本方針(1)の「サーキュラーエコノミーの推進」に基づき、廃棄物の排出抑制や資源の効率的かつ循環的な利用を進めるとともに、最終処分量の削減を図ります。

さらに、基本方針(2)の「廃棄物の適正処理の徹底」に基づき、法令に沿った適正処理を徹底し、資源として循環可能なものについては、できる限り循環的利用が図られるよう促進します。

これらの取組を通じて、資源が適切に循環し、最終処分に依存しない廃棄物処理の実現を目指し、令和12年度(2030年度)における廃棄物の減量等について、以下の数値目標を設定します。

(1) 一般廃棄物(ごみ)

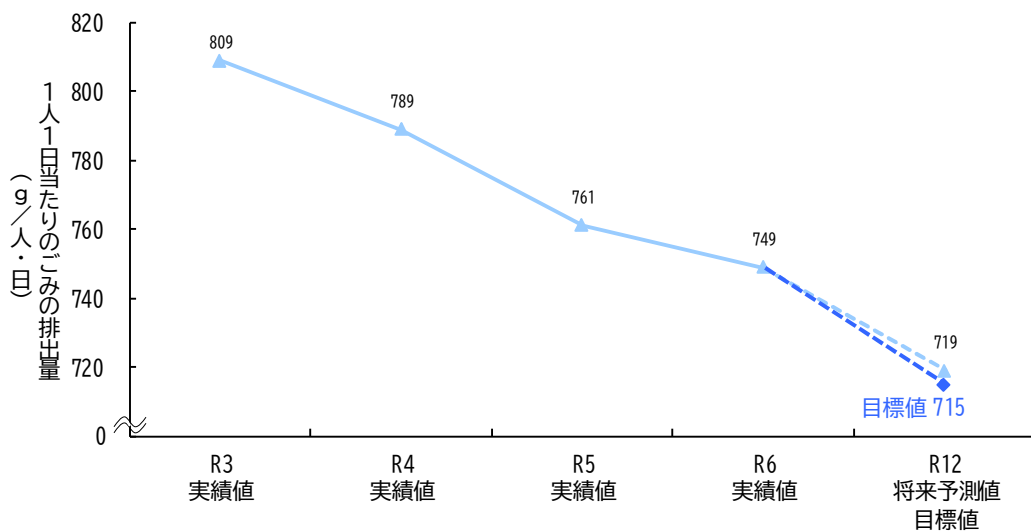
ア 1人1日当たりのごみの排出量

サーキュラーエコノミーの推進には、第一に、ごみの排出抑制が重要です。そのため、関係主体の取組成果を評価する指標として、「1人1日当たりごみの排出量」を設定します。1人1日当たりとしているのは、人口減少による影響を除くためです。

目標値の設定に当たっては、県内市町の目標値を基本とし、令和12年度(2030年度)の目標値を715g(参考：生活系527g、事業系188g)とします(図3-2-1、表3-2-1)。

なお、本県では廃棄物処理基本方針に基づく目標値(1人1日当たり家庭系ごみ排出量^{※3-2-1}約478g)を既に達成しています。

※3-2-1 家庭系ごみ排出量：生活系ごみから資源ごみを除いたごみの量



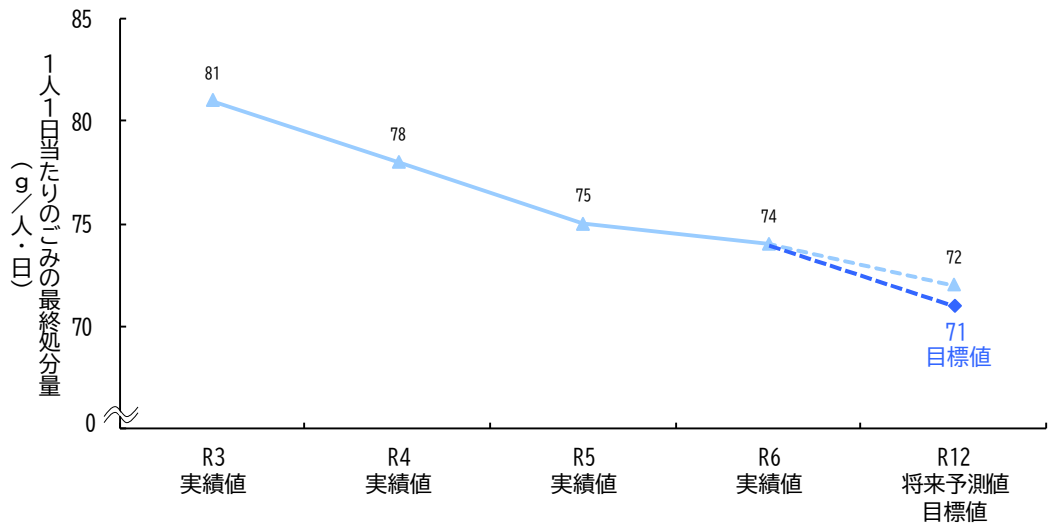
(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、滋賀県による調査)

図3-2-1 本県の1人1日当たりのごみの排出量の目標値等

イ 1人1日当たりのごみの最終処分量

サーキュラーエコノミーの観点から、ごみの分別排出や再資源化、再生材の製品への使用を推進することが重要です。そのため、関係主体の取組成果を評価する指標として、「1人1日当たりのごみの最終処分量」を設定します。人口減少による影響を除くため、1人1日当たりとしています。

目標値の設定に当たっては、県内市町の目標値を基本とし、令和12年度（2030年度）の目標値を71gとします（図3-2-2、表3-2-1）。



（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、滋賀県による調査）

図 3-2-2 本県の1人1日当たりのごみの最終処分量の目標値等

表 3-2-1 減量に係る目標（一般廃棄物）

指標		単位	実績値	予測値	目標値
			R6	R12	R12
一般廃棄物	1人1日当たりのごみの排出量	g/人・日	749	719	715
	1人1日当たりのごみの最終処分量	g/人・日	74	72	71

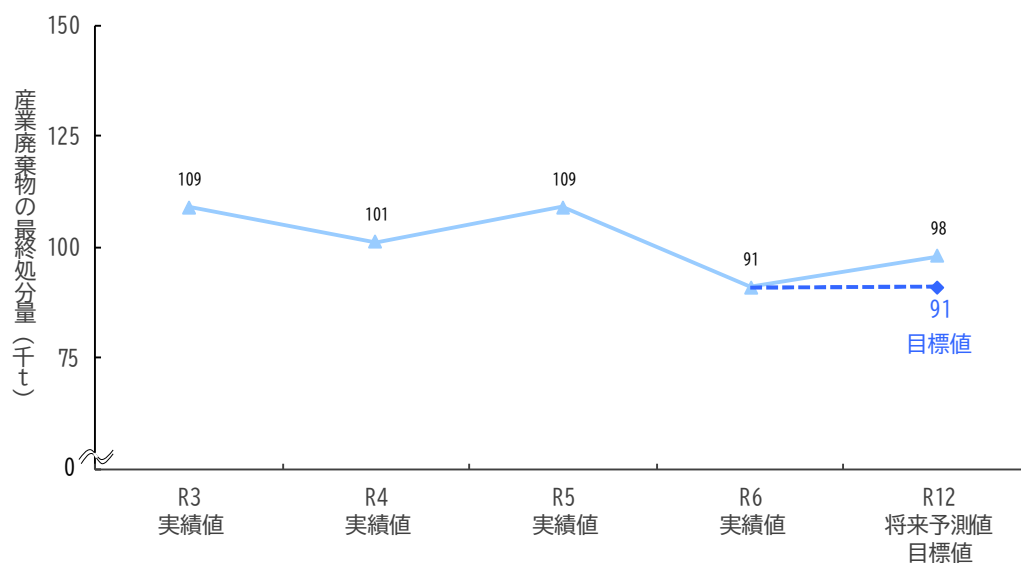
（環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」、滋賀県による調査）

(2) 産業廃棄物

ア 産業廃棄物の最終処分量

サーキュラーエコノミーの観点から、排出抑制に加えて、産業廃棄物の再資源化や再生材の製品への使用など、資源循環の推進が重要です。そのため、関係主体の取組成果を評価する指標として、「産業廃棄物の最終処分量」を設定します。

目標値の設定に当たっては、廃棄物処理基本方針で示された目標値（令和4年度（2022年度）比10%減）を基本とし、令和12年度（2030年度）の目標値を91gとします（図3-2-3、表3-2-2）。



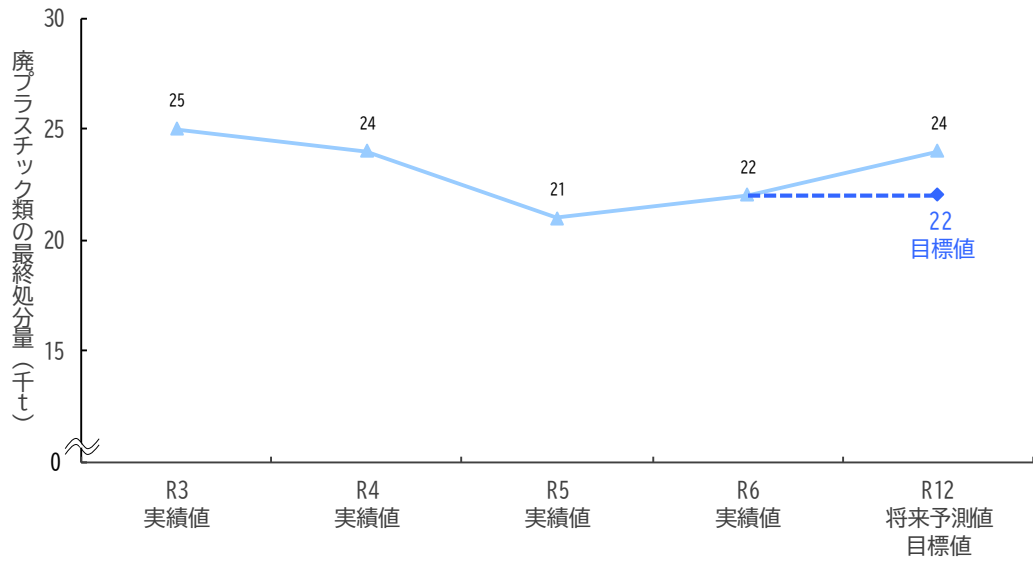
（滋賀県による調査）

図 3-2-3 本県の産業廃棄物の最終処分量の目標値等

イ 廃プラスチック類の最終処分量

廃プラスチック類については、今後の動向を重点的に把握すべき種類です。そのため、関係主体の取組成果を評価する指標として、「廃プラスチック類の最終処分量」を設定します。

目標値の設定に当たっては、産業廃棄物の最終処分量の目標値と同様（令和4年度（2022年度）比10%減）とし、令和12年度（2030年度）の目標値を22gとします（図3-2-4、表3-2-2）。



（滋賀県による調査）

図 3-2-4 本県の廃プラスチック類の最終処分量の目標値等

表 3-2-2 減量に係る目標（産業廃棄物）

指標		単位	実績値	予測値	目標値
			R6	R12	R12
産業廃棄物	産業廃棄物の最終処分量	千 t	91	98	91
	⑧ 廃プラスチック類の最終処分量	千 t	22	24	22

第4章 計画の推進に向けた取組

計画の推進に向けて、以下のとおり取組を行うとともに、その進捗を把握するため、取組に係る目標を設定します。

なお、本章では、廃棄物処理法における役割分担を踏まえ、県が主体となって実施する施策を中心に整理しています。

「サーキュラーエコノミーの推進」「廃棄物の適正処理の徹底」「災害廃棄物の円滑な処理体制の構築」のためには、市町、事業者、県民等による主体的な取組が重要であることから、それぞれの役割については第5章に記載しています。

1 サークュラーエコノミー（循環経済）の推進

(1) 取組

ア 循環経済モデルの構築

- 複数の自治体、事業者等と連携を図り、廃棄された廃家具について、再利用可能なものを対象として、修理や再流通を通じて、資源として市場につなぎ循環させる、滋賀ならではの循環経済モデルの構築を進めます。（しが発リペアチャレンジ）

イ 資源循環の促進

- 使用済み太陽光パネル、廃プラスチック、使用済みリチウムイオン蓄電池等の再資源化を一層促進します。また、廃棄物の排出抑制、再利用および再資源化を促進するため、サーキュラーエコノミーの視点を踏まえた事業者の取組を支援します。
- 一層の資源循環の推進のため、製造業・小売業等の動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等の静脈産業との連携を促進します。
- 主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品について、一定の基準に適合するものを「ビワクルエコ製品（滋賀県リサイクル認定製品）」として認定し、その利用を促進します。
- 生ごみや廃食油、下水汚泥、農林水産由来の廃棄物等の廃棄物系バイオマスについては、地域の特性に応じて、堆肥や肥料のほか、燃料、発電、熱等のエネルギー等への利活用を進め、地域内での循環を促進します。

ウ 廃棄物の排出抑制・再利用・再資源化のための普及啓発等

- 使い捨てプラスチック製品の使用削減等のプラスチックごみ削減に向けた県民の実践行動を後押しします。（しがプラスチックチャレンジプロジェクト）
- ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」において、廃棄物の減量、先進事例、資源物の店頭回収等に関する情報の提供や普及啓発を行います。特に、若い世代に対して資源ごみの分別等を周知し、行動変容につなげることを目指します。
- 事業者、関係団体、行政等で構成する滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会（事務局：滋賀県）において、「環境にやさしい買い物キャンペーン」の実施や資源物の店頭回収の情報交

換などを行います。

- プラスチックごみ等の削減に関して他者の模範となる優れた取組を表彰します。
- 環境に配慮された製品やサービスを優先的、選択的に購入する「グリーン購入」を広めます。
- 「第五次滋賀県環境学習推進計画（令和8年（2026年）3月）」に基づき、廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、主体的な行動と連携・協働し、課題解決を進めることができる人育てにより、循環型社会の形成を促進します。
- 廃棄物の排出抑制・再利用・再資源化、さらにはサーキュラーエコノミーに加え、災害廃棄物対応等について、環境学習を通じて啓発します。
- プラスチックをはじめとする使い捨て容器の削減を目指して、「マイボトルスポットMAP」（事務局：関西広域連合）等を活用し、マイボトルの利用を促進します。
- 「大阪・関西万博」や「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（いずれも令和7年度（2025年度）開催）等のイベントにおけるプラスチックごみの削減のための取組（再利用可能な食器の導入やマイボトル利用の促進等）が今後もさらに進むよう周知します。
- 産業廃棄物の排出者に対して廃棄物減量化に係る普及啓発を行うとともに、多量排出事業者に対して産業廃棄物処理計画書等の提出を指導します。

エ 各種リサイクル関連法の適正な運用

- 各種リサイクル関連法に基づく資源化等の取組が進められよう周知を図るとともに、関係法令に基づき必要な指導等を行います。

オ 滋賀県産業廃棄物税の評価・検討

- 滋賀県税制審議会からの答申に基づき、課税方式の違いによる効果等を検証し、サーキュラーエコノミーなど、近年の廃棄物政策の動向を踏まえた滋賀県産業廃棄物税の在り方について、令和10年度（2028年度）末を目途に検討します。

(2) 取組に係る目標

表 4-1-1 取組に係る目標（サーキュラーエコノミーの推進）

No.	指標	単位	実績値	目標値
			R7	R12
1-1	(新) 「サーキュラーエコノミー」の認知度	%	—	50以上
1-2	(新) 地域の廃棄物を資源として市場へつなぎ、循環させる経済モデルの構築	—	—	モデルの構築 R11年度までに
1-3	(新) マイボトル持参率	%	45	50以上

1-1：県民ウェブアンケートにおいて、設問「「サーキュラーエコノミー」について知っていますか。」に対して、a～cの選択肢（a. 内容を知っている、b. 聞いたことがある、c. 聞いたことがない）の選択肢に対して、a～bを選択した人の割合

1-2：地域の廃棄物を資源と捉え、経済的な視点も含めて、持続的に資源循環するモデル（しが発りペアチャレンジ）を構築する

1-3：県民ウェブアンケートにおいて、設問「あなたが取り組んでいることはありますか。」に対して、「マイボトルを持参する」を選択した人の割合

2 廃棄物の適正処理の徹底

(1) 取組

ア 一般廃棄物の適正処理の徹底

(ア) 一般廃棄物処理施設の監視指導

- 廃棄物処理法等に基づき、一般廃棄物処理施設の監視指導を行います。

(イ) 一般廃棄物処理施設の整備支援

- 市町や一部事務組合に対して、「循環型社会形成推進地域計画」の策定や循環型社会形成推進交付金等に係る助言・情報提供を行います。
- 持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点から、ごみ処理の広域化およびごみ処理施設の集約化の一層の推進が求められており、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を令和9年度（2027年度）末を目途に、本計画の一部として策定します。

(ウ) 大阪湾フェニックス事業への関与

- 大阪湾フェニックス事業の最終処分場の適切な運営が図られるよう、引き続き、適切に関与します。

(I) リチウムイオン蓄電池の火災防止・適正処理、処理困難物の適正処理の促進

- 県、市町および一部事務組合で構成する滋賀県廃棄物適正管理協議会（事務局：滋賀県）において、リチウムイオン蓄電池の火災防止対策や処理困難物の適正な処理等について情報交換等を行うことにより、適正な処理体制の構築を進めます。
- リチウムイオン蓄電池の適正処理を進めるため、火災防止対策のための情報収集、市町等への情報提供や県民への啓発を行います。

イ 生活排水対策

(ア) 污水处理施設の整備等

- 県内の人口動態および産業立地の状況等の社会情勢の変化や老朽化による更新需要の拡大が見込まれていることから、より一層の効率的な施設整備と持続可能な運営が求められていることを踏まえて策定した「滋賀県污水处理施設整備構想 2026（令和8年（2026年）3月）」に基づき、計画的な下水道や浄化槽等の污水处理施設の整備を市町等と連携しながら行います。

(イ) 合併処理浄化槽の整備等

- 市町が循環型社会形成推進交付金等により実施する浄化槽設置整備事業に対して、支援を行います。
- 県、市町、指定検査機関および業界団体で構成する滋賀県浄化槽適正処理促進協議会（事務局：滋賀県）において情報交換を行うことにより、浄化槽の適正な維持管理等を進めます。

1 (ウ) し尿処理施設の整備等

- 2 ▶ 滋賀県廃棄物適正管理協議会し尿処理部会（事務局：滋賀県）において情報交換を行うこと
3 により、し尿処理施設の適正な整備等を進めます。

4
5 ウ 散在性ごみ対策

6 (ア) 環境美化（清掃）活動の推進

- 7 ▶ 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動をはじめとする環境美化（清掃）活動について、
8 若い世代や企業等に対して参加を働きかけるなどにより、一層推進するとともに、活性化を
9 図ります。
10 ▶ 県民、事業者等がボランティアで公共的場所の環境美化（清掃）を行う「淡海エコフォスター
11 制度」を推進します。

12
13 (イ) ごみの散乱防止に係る監視・啓発、情報共有

- 14 ▶ 環境美化監視員を設置し、ごみの散乱防止に係るパトロール監視や啓発等を行い、市町や土
15 地の占有者等と情報共有を行います。

16
17 (ウ) 散在性ごみの状況調査等

- 18 ▶ A I 等を活用し、散在性ごみの状況を把握します。
19 ▶ 琵琶湖へのプラスチックごみの流入状況および主要な排出源を把握し、流入するプラスチ
20 ックごみの削減と再資源化を視野に入れた対策の立案と試行をします。

21
22 エ 産業廃棄物の適正処理の徹底

23 (ア) 産業廃棄物排出事業者に対する指導等

- 24 ▶ 排出事業者を対象とした講習会や工場・事業場立入検査時に、廃棄物の適正処理を徹底する
25 よう指導等を行います。

26
27 (イ) 産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対する指導等

- 28 ▶ 産業廃棄物処理の現況や「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方性(令和2年(2020年)
29 1月)」を踏まえ、県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備は行いません。また、
30 その他の産業廃棄物処理施設についても、同様に県の公共関与による新たな整備は行わず、
31 民間事業者による整備を基本とします。
32 ▶ 産業廃棄物処理施設設置者や産業廃棄物処理業者に対しては、廃棄物処理法および「滋賀県
33 産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」等に基づき、適正処理の確保に向けた指導監督
34 を行います。
35 ▶ 法令解釈や実務処理に係る研修会等を通じて、優良な産業廃棄物処理業者を育成します。

1 (ウ) 最終処分場の設置計画に対する指導・国への基準強化の提案等

- 2 ➤ 最終処分場の設置計画に対して、事業者への的確な指導を行うとともに、国に対し、安定型
3 最終処分場の基準強化の提案等を行います。
4 ➤ 県内に管理型最終処分場がないことによる影響を考慮し、リサイクル等を行う事業者への支
5 援による最終処分量の削減、全国最終処分場や大阪湾フェニックス計画の最終処分場の埋
6 立計画についての情報収集・提供を行います。

7
8 (I) PCB廃棄物の適正保管・処分の指導

- 9 ➤ PCB廃棄物が新たに発見された場合には、発見後の一定期間内の処分と、処分までの間の
10 適正な保管について指導します。

11
12 (オ) 電子マニフェストの利用促進

- 13 ➤ 再資源化事業等高度化法による電子マニフェストに係る制度改正を踏まえ、電子マニフェス
14 トの利用を働き掛けます。

15
16 (カ) スクラップヤードへの規制強化

- 17 ➤ 法改正に応じて、法対象となる金属、プラスチック等の再生または保管を行う事業者が適切
18 に許可を取得できるよう周知を行うとともに、対象事業者が適正な再生や保管を行うよう指
19 導等を行います。

20
21 オ 不法投棄等対策

22 (ア) 未然防止、早期発見・早期解決のための監視取締活動

- 23 ➤ 警察、市町、近隣府県市等と連携し、職員や民間委託事業者によるパトロール、監視カメラ
24 による24時間監視、県境における産業廃棄物運搬車両の路上検査、不法投棄110番の設置
25 等の監視取締活動を行い、不法投棄等の未然防止や早期発見に取り組みます。その手法につ
26 いて、GPSにより記録できる運行管理装置の活用、遠隔監視のリアルタイム化、ドローン
27 による監視等の技術を取り入れることにより、監視の高度化を行います。

28
29 (イ) 不法投棄等発生時の厳正な対応

- 30 ➤ 不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発等の厳
31 正な対応を行います。

32
33 (ウ) 不法投棄等をさせない地域づくりの推進

- 34 ➤ 地域住民等との協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制の確立により、不法投棄等
35 をさせない地域づくりを推進します。

36
37 (I) 産業廃棄物排出事業者責任についての指導

- 38 ➤ 産業廃棄物排出事業者に対して産業廃棄物排出者講習会等を行い、排出事業者責任を果たす
39 よう指導を行います。

(オ) 旧R Dエンジニアリング社最終処分場問題への対応

- 旧処分場内の安定化に向けて、構造物等の維持管理および浸透水の揚水処理を継続するとともに、モニタリングを実施し安定化へのプロセスを把握していきます。また、モニタリングの結果や維持管理の状況について、周辺住民の理解を得ながら情報共有および取組を進めていきます。さらに、跡地利用については、周辺住民の意見を聴きながら段階的に具体的な検討を進めていきます。

(2) 取組に係る目標

表 4-2-1 取組に係る目標（廃棄物の適正処理の徹底）

No.	指標	単位	実績値	目標値
			R7	R12
2-1	「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	176,516	180,000以上／年度
2-2	廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率	%	100	100／年度
2-3	(新) 産業廃棄物不法投棄等の1年以内解決率	%	—	85以上／年度

2-1：「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数

2-2：県内の全ての廃棄物処理施設や産廃処分業者に対して、各年度内に立入検査を実施した割合（大津市を除く）

2-3：産業廃棄物の不法投棄等（野外焼却、埋立処分等、保管等）の1年以内解決率（大津市を除く）

3 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

(1) 取組

ア 災害廃棄物処理体制の強化

- し尿処理施設の相互支援や生活ごみの収集体制を整備するなど、実効性確保に向けてさらに取組を進めます。

イ 仮置場候補地の選定

- 仮置場候補地の選定をさらに進め、各市町が最大被災時の仮置場必要面積を確保できるよう支援します。

ウ 災害廃棄物処理に係る訓練の実施

- 県内外の自治体、環境省および関係団体と連携を図り、災害廃棄物処理に係る訓練（仮置場の設置・運営等）を実施します。

エ 滋賀県災害廃棄物処理計画の見直し

- 能登半島地震の状況等を踏まえ、平成30年(2018年)3月に策定した滋賀県災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

オ 国・近隣自治体との連携による広域処理体制の確保

- 県域を越えた広域処理体制を確保するため、近畿圏・中部圏の両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会に参画し、国および近隣自治体との連携体制を強化します。

カ 廃棄物処理施設の施設情報の把握・情報共有

- 発災時における県内での広域処理を円滑に行うため、廃棄物処理施設の処理能力、受入条件等を随時把握し、市町等と情報共有を図ります。

キ 災害廃棄物の処理に関する協定の締結

- 発災時に迅速な災害廃棄物処理を行える体制を整えるため、平時から関係者と災害廃棄物の処理に関する協定を締結します。

(2) 取組に係る目標

表 4-3-1 取組に係る目標（災害廃棄物の円滑な処理体制の構築）

No.	指標	単位	実績値	目標値
			R7	R12
3-1	⑨ 災害廃棄物処理に係る訓練への市町等の関係職員の参加者数	人	118 R4～R7累計	160以上 計画期間累計
3-2	⑨ 災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合	%	—	90以上／年度

3-1：台風、大雨等の気象災害や、地震等の大規模災害において発生する災害廃棄物の処理について、重要な初動対応の一つである仮置場の設置や廃棄物の搬入、搬出までの流れを想定した訓練への参加者（県内市町と一部事務組合の職員）数

3-2：3-1の訓練への参加者に対するアンケート結果において、「対応力が高まった」と回答した参加者の割合

第5章 関係主体の役割

1 県民の役割

- 商品の購入に当たっては、環境に配慮された商品の選択に努めるとともに、レンタル・リース、サブスクリプション、シェアリング等のサービス利用も選択肢の一つとして検討し、利用するように努めます。
- 購入した商品の使用に当たっては、なるべく長期間使用することや、不要となった場合には有価物として他者に譲渡して有効利用する等により一般廃棄物の排出抑制に協力します。
- 一般廃棄物の排出に当たっては、市町が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、事業者が各種リサイクル関連法に基づいて行う措置に協力します。

2 各種団体の役割

- 自主的な取組を行うとともに、各主体間と連携・協働して取組を進めます。

3 事業者の役割

- 廃棄物が発生しにくい設計やサービスへの転換、修理やメンテナンスが可能な長期利用を前提とした設計、使用済みとなった際の分解・分別のしやすさへの配慮、再資源化が可能な材料の選択など、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努めます。
- 物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用および処分が円滑に実施できるよう努めます。
- 製造業・小売業等を担う動脈産業と廃棄物処理・リサイクル業等を担う静脈産業が連携・協力することなどにより、廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保します。
- 自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これらを自主的に引き取り、循環的利用を推進するよう努めます。
- 非常災害発生時においては、それぞれの役割に応じた対応を行い、迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を促進するよう努めます。

4 市町の役割

- 一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発等を行うことにより、住民の自主的な取組を促進します。
- 分別収集の推進および一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理および最終処分を確保します。
- 県の計画との整合を図りつつ、他市町および県と連携して、広域的な取組の促進を図るとともに、

リサイクルの推進に係る関係法令等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に推進するよう努めます。

- 一般廃棄物の処理に関する事業について、地域の実情に応じた効率的な事業となるよう努めます。
- 市町は災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、関係機関・関係団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図ります。

5 県の役割

- 廃棄物の排出抑制および適正な循環的利用を促進します。
- 一般廃棄物の処理に関する市町の責務が果たされるように必要な技術的助言を与えるとともに、廃棄物処理の広域化・集約化に当たっては、市町等の調整等に努めます。
- 産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督等を行います。
- 市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、被害の状況等により災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施すること考えられるため、関係機関・関係団体との連携を進め、平時から災害廃棄物の適正処理や県域を越えた広域的な対応のための体制構築を図ります。

1 第6章 計画の進行管理

2 1 推進体制

- 滋賀県廃棄物適正管理協議会（県、市町、一部事務組合）、滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会（県、市町、事業者、関係団体）等において、情報交換や連携を図りながら計画を推進します。

6 2 進行管理

- 廃棄物の排出および処理の状況や計画の達成状況について、毎年度確認します。
- その結果を滋賀県環境審議会に報告するとともに、県ホームページ等で公表します。
- 社会情勢の変化や上記の報告等に対する意見等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。